【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【事業年度】 第51期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社サガミホールディングス

【英訳名】 Sagami Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤修二

【本店の所在の場所】 名古屋市守山区八剣二丁目118番地

【電話番号】 052(737)6000 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理担当 中 島 康 文

【最寄りの連絡場所】 名古屋市守山区八剣二丁目118番地

【電話番号】 052(737)6000 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理担当 中 島 康 文

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	25,937,761	26,184,223	26,636,971	26,437,378	20,344,856
経常利益又は経常損失()	(千円)	885,702	960,962	765,034	60,631	1,625,823
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失()	(千円)	586,135	597,124	76,524	1,365,975	2,478,691
包括利益	(千円)	727,681	434,469	99,085	1,430,035	2,537,947
純資産額	(千円)	13,813,878	14,089,582	14,057,405	12,526,904	11,395,875
総資産額	(千円)	18,512,045	18,175,316	19,845,171	18,570,189	20,895,571
1株当たり純資産額	(円)	524.17	534.63	533.42	474.79	412.32
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	(円)	22.19	22.65	2.90	51.83	93.41
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	1	-	ı	1
自己資本比率	(%)	74.6	77.5	70.8	67.3	54.4
自己資本利益率	(%)	4.3	4.3	0.5	10.2	20.7
株価収益率	(倍)	61	60	439	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,400,420	1,328,160	1,111,757	222,711	1,158,962
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	387,892	681,902	1,158,121	1,071,253	465,624
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,035,979	795,687	1,079,635	490,641	5,022,009
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	3,943,553	3,796,620	4,833,473	4,485,255	7,882,563
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	585 (2,963)	578 (2,995)	595 (3,136)	617 (3,015)	572 (2,163)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 第47期から第50期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 3 第47期より、株式給付信託(BBT)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。
 - 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第49期の 期首から適用しており、第48期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した 後の指標等となっております。
 - 5 第50期及び第51期においては、当期純損失を計上しているため、株価収益率については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高及び営業収益	(千円)	17,698,337	18,120,633	10,469,483	2,576,933	2,510,133
経常利益	(千円)	987,621	747,904	325,471	10,995	148,766
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	480,303	408,576	195,517	1,006,989	442,846
資本金	(千円)	7,178,109	7,178,109	7,178,109	7,178,109	7,873,917
発行済株式総数	(千株)	26,501	26,501	26,501	26,501	27,761
純資産額	(千円)	13,584,537	13,695,027	13,389,735	12,222,380	13,132,564
総資産額	(千円)	17,112,062	16,749,013	16,778,040	15,939,896	19,237,019
1株当たり純資産額	(円)	515.50	519.68	508.11	463.77	475.23
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	6.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	(-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	(円)	18.18	15.50	7.41	38.21	16.68
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	79.4	81.7	79.8	76.6	68.2
自己資本利益率	(%)	3.5	2.9	1.4	7.8	3.4
株価収益率	(倍)	75	88	-	-	-
配当性向	(%)	33.0	32.2	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	340 (2,007)	352 (2,094)	9 (-)	17	8 (-)
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX)	(%) (%)	110 (114)	112 (132)	104 (126)	99 (114)	93 (162)
最高株価	(円)	1,471	1,528	1,445	1,425	1,464
最低株価	 (円)	1,150	1,301	1,180	904	1,020

- (注) 1 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 第47期から第50期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 3 第47期より、株式給付信託(BBT)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。
 - 4 第47期の1株当たり配当額6円には、東京証券取引所第一部、名古屋証券取引所第一部上場20周年記念配当1円を含んでおります。
 - 5 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 - 6 当社は、2018年10月1日付で持株会社に移行しました。これにより、第49期、第50期及び第51期の主な 経営指標は第48期以前と比較して変動しております。また、これに伴い従来「売上高」としておりまし た表記を「売上高及び営業収益」に変更しております。
 - 7 第49期、第50期及び第51期においては、当期純損失を計上しているため、株価収益率および配当性向については記載しておりません。
 - 8 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第49期の 期首から適用しており、第48期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した 後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、1978年2月に㈱どんどん庵として設立されたものであります。当社の主たる営業活動は1986年7月に当社に吸収合併された㈱キャッスルサガミ(旧商号サガミチェーン㈱)で行われていたため同社の設立以降の沿革を以下に記載します。

年月	概要
1970年 3 月	名古屋市中村区大門町にサガミチェーン株式会社を設立する。
1974年 4 月	 名古屋市千種区汁谷町に本店を移転する。
1974年12月	- ス古屋市千種区覚王山通りにサガミ「池下店」を規模拡大の為、自社店舗第1号店として開店す
,	3.
1975年 7 月	- 0 名古屋市名東区高社にサガミ「一社店」を開店する。大型自社店舗の先駆となる。
1977年11月	愛知県西春日井郡春日町にサガミ「名岐店」を開店する。郊外幹線道路沿い出店の先駆となる。
1978年 2 月	名古屋市千種区汁谷町に株式会社どんどん庵を設立する。
1978年 9 月	- 日日産は「福色)」はあるなどはこんとんどのできます。 - ㈱どんどん庵は名古屋市東区大幸町にどんどん庵「砂田橋店」をセルフサービス方式の店舗第1
.0.0 , 2 , 3	号店として開店する。
1981年 1月	3/1 = 0 = 1/3/17 = 0 サガミチェーン株式会社は三重県四日市市にサガミ「四日市日永店」を三重県進出第1号店とし
	て開店する。
1982年 1 月	│ │ サガミチェーン株式会社が洋食・喫茶レストランを営業することを主たる目的とした株式会社 │
	ジーベンサガミを吸収合併する。
1982年 4 月	│ │ サガミチェーン株式会社の営業を株式会社どんどん庵に委託する。サガミチェーン株式会社の主 │
	たる事業は不動産管理となる。
1982年 6 月	┃ サガミチェーン株式会社が株式会社キャッスルサガミに、株式会社どんどん庵が株式会社サガミ┃
	チェーンに各々商号変更する。
1985年11月	│ 株式会社サガミチェーンは埼玉県戸田市にサガミ「戸田笹目店」を関東進出第1号店として開店 │
	する。
1986年 2 月	│株式会社サガミチェーンは名古屋市守山区小幡に守山工場を建設し、保存麺とかえし類の製造を│
	開始する。
1986年7月	株式会社サガミチェーンが株式会社キャッスルサガミを吸収合併する。
1986年 8 月	名古屋市守山区大字森孝新田字元補(現・守山区森孝一丁目)に本店を移転する。
1987年 4 月	愛知県海部郡飛島村に大型和食麺類店舗100店舗までの配送可能な物流センターが完成する。
1988年7月	愛知県海部郡飛島村に飛島工場を建設し、保存麺とそば粉の製造を開始する。
1988年7月	奈良県橿原市にサガミ「橿原店」を奈良県進出第1号店として開店する。
1989年 6 月	静岡県清水市にサガミ「清水店」を静岡県進出第1号店として開店する。
1990年7月	大阪府堺市にサガミ「堺福田店」を大阪府進出第1号店として開店する。
1991年 9 月	名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場する。
1994年 7 月	京都府城陽市にサガミ「京都城陽店」を京都府進出第1号店として開店する。
1994年10月	滋賀県長浜市にサガミ「長浜店」を滋賀県進出第1号店として開店する。
1995年 5 月	大阪府松原市に関西事務所を開設する。(2012年1月に閉鎖)
1996年 7 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場する。
1996年 9 月	神奈川県秦野市にサガミ「秦野店」を神奈川県進出第1号店として開店する。
1997年 2 月	┃ ┃ 東京都町田市に関東事務所を開設する。(2000年12月神奈川県厚木市に移転、2008年 8 月に閉鎖) ┃
1997年7月	東京、名古屋両証券取引所市場第一部銘柄に指定される。
1997年 7 月	東京都町田市にサガミ「町田店」を東京都進出第1号店として開店する。
1997年 9 月	福井県福井市にサガミ「福井社店」を福井県進出第1号店として開店する。
1997年12月	┃ 全額出資子会社株式会社ディー・ディー・エー(現・サガミレストランツ株式会社)を設立す┃
	る。(現・連結子会社)
1998年3月	愛知県尾西市に尾西工場を建設し、保存麺の製造を開始する。
1998年 4 月	石川県金沢市にサガミ「金沢駅西店」を石川県進出第1号店として開店する。
1998年 6 月	 兵庫県加古川市にサガミ「加古川店」を兵庫県進出第1号店として開店する。
1998年10月	富山県富山市にサガミ「飯野店」を富山県進出第1号店として開店する。
1999年 2 月	株式会社浜木綿に資本参加する。
1999年 6 月	 子会社株式会社サガミサービス(現・株式会社サガミマネジメントサポート)を設立する。(現・
	連結子会社
2000年4月	どんどん庵部門を、子会社株式会社ディー・ディー・エーに営業譲渡する。
2002年12月	│子会社株式会社エー・エス・サガミ(現・株式会社サガミフード)を設立する。(現・連結子会 │
	社)
2003年3月	子会社上海盛賀美餐飲有限公司を設立する。

年月	概要
2004年2月	子会社上海盛賀美餐飲有限公司が中国上海市に盛賀美「福州路店」を海外進出第1号店として開
2007年 0 日	店する。
2007年 9 月	ベーカリーショップ部門に進出。第1号店として岐阜県羽島市に石窯パン工房Bon Pana(ボンパ ナ)「羽島店」を開店する。
2009年 6 月	ファーカ島店」を開店する。 全額出資子会社株式会社ボンパナを設立する。
2009年 0 月	主語出資」会社株式会社ホンパケを設立する。 ベーカリーショップ部門を子会社株式会社ボンパナに事業譲渡する。
2011年8月	ベーカリーショップ部門の子会社株式会社ボンパナの全株式を譲渡する。
2012年10月	全額出資子会社SAGAMI INTERNATIONAL CO., LTD.を香港に設立する。
2012年11月	愛知県海部郡飛島村にカット野菜工場を建設する。
2013年3月	第21回優良外食産業表彰『地産地消推進部門』で農林水産大臣賞を受賞する。
2013年 6 月	全額出資子会社SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.をシンガポールに設立する。(現・連結子会社)
2013年10月	BANGKOK SAGAMI CO.,LTD.をタイに設立する。 (現・連結子会社)
2014年 1 月	味の民芸フードサービス株式会社の株式を取得し子会社とする。 (現・連結子会社)
2014年 4 月	全額出資子会社サガミインターナショナル株式会社を設立する。(現・連結子会社)
2014年 4 月	ASEAN諸国1号店としてタイ王国 バンコクに「SAGAMI」を開店する。
2014年 6 月	ブラジル リオにジャパンプレゼンテーション事業として参加する。
2014年7月	インドネシア1号店としてインドネシア ジャカルタに「SAGAMI」を開店する。
2014年12月	│ JNTO(日本政府観光局)より外国人観光案内所のパートナー施設としてサガミグループで14店舗 │
	が認定される。
2015年2月	一般財団法人和食文化国民会議に正会員として加盟する。
2015年4月	全額出資子会社株式会社サガミマイスターズを設立する。
2015年 5 月	│イタリア・ミラノ国際博覧会の日本館フードコートに「サガミ」を10月末まで 6 ヵ月間出店す │ │
0045年40日	る。 メニサイギャの本面を行う。 (4,000世光 (5,400世光 (5)に本面)
2015年10月	単元株式数の変更を行う。(1,000株単位 100株単位に変更) ** 大力
2016年1月 2016年3月	ベトナムに VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY を設立する。(現・連結子会社) 「濱町」6店舗が当社グループに加わる。
2016年3月	↑ 須町」 の 占舗が当社グループに加わる。 愛知県飛島村(どんどん庵飛島店2階)に蕎麦工房を開設する。
2016年3月	愛知県大府市役所内にサガミ「健やか食堂」を開店する。
2016年 7 月	さんかつ専門店かつたに「一宮尾西店」を開店する。
2016年 7 月	とわか うも 12 12 12 12 12 12 12 1
2016年 7 月	ベトナム・ホーチミン高島屋内に「水山」「JINJIN」の2店舗を同時開店する。
2016年12月	イタリア・ミラノ市に長期実験店舗である「SAGAMI」を開店する。
2017年3月	「蕎麦工房」が経済産業省が創設した「おもてなし規格認証」制度の『紺認証』の認可を受け
	る。
2017年 3 月	レゴランドジャパンに隣接する大規模商業施設メイカーズピアに「SAGAMI」を開店する。
2017年 3 月	尾西工場と入間工場においてISO22000を取得する。
2017年10月	9年ぶりのサガミ業態の新規出店となる和食麺処サガミ「関マーゴ店」を開店する。
2018年 6 月	第5回手羽先サミット2018にてサガミの手羽先が殿堂入りとなる。
2018年10月	持株会社体制へ移行。「株式会社サガミホールディングス」へと商号変更する。
2018年11月	イタリア・ミラノ市に欧州 1 号店「SAGAMI ミラノ駅前店」を出店する。
2018年12月	イタリアにSAGAMI ITALIA S.R.L.を設立する。(現・連結子会社)
2019年 3 月	味の民芸業態の郊外型大型店としては、16年ぶりとなる「味の民芸春日部ユリノキ通り店」「ア
	クロスプラザ東久留米店」を出店する。
2019年6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2019年7月	本社を現在の名古屋市守山区八剣に移転。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社10社で構成され、飲食店の経営、フランチャイズ(FC)店舗への材料提供及び経営指導を主な事業の内容としております。

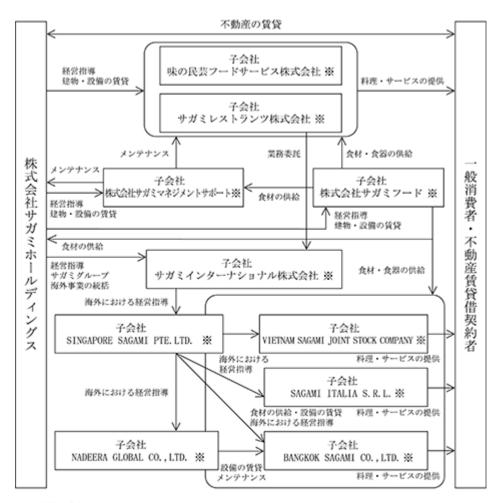
当社グループ事業に係わる位置付け及び事業部門との関連は次のとおりであります。

当社グループの報告セグメントは「外食事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要な事実の軽微基準のうち、上場会社の規模 との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事美	業部門の名称	事業内容	会社名
和食麺類部門		和食麺類店「和食麺処サガミ」の経営	サガミレストランツ株式会社
	味の民芸部門	手延べうどんと和食の「味の民芸」の経営、フランチャイズ店舗への材料提供及び経営指導	味の民芸フードサービス株式会社
	どんどん庵部門	セルフサービス方式の「どんどん庵」の経営、フランチャイズ店舗への材料提供及び 経営指導	サガミレストランツ株式会社
		団欒食堂「あいそ家」の経営	味の民芸フードサービス株式会社
外食事業	外食事業 その他部門	大型セルフ店「製麺大学」の経営	サガミレストランツ株式会社
		その他飲食店の経営、フランチャイズ店舗 への材料提供及び経営指導	当社 サガミレストランツ株式会社 味の民芸フードサーピス株式会社 株式会社サガミフード サガミインターナショナル株式会社 SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD. BANGKOK SAGAMI CO.,LTD. NADEERA GLOBAL CO.,LTD. VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY SAGAMI ITALIA S.R.L.
その他の事業		子会社等の経営管理およびそれに付帯また は関連する事業 不動産賃貸業務 店舗設備のメンテナンス業務	当社 株式会社サガミマネジメントサポート

事業の系統図は次のとおりであります。



※ 連結子会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又 は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
サガミレストランツ株式会社	名古屋市 守山区	50,000	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導	100.0	運転資金の貸付 建物・設備の賃貸 役員の兼任1名
味の民芸フードサービス 株式会社	東京都立川市	50,000	飲食店の経営 フランチャイズ店舗への 材料提供及び経営指導	100.0	運転資金の貸付 建物・設備の賃貸 役員の兼任1名
株式会社 サガミマネジメントサポート	名古屋市 守山区	10,000	グループの管理業務 店舗設備のメンテナンス 業務	100.0	建物・設備の賃貸 設備メンテナンス
株式会社サガミフード	名古屋市 守山区	70,000	輸出入業務 食材の仕入・製造業務	100.0	建物・設備の賃貸 役員の兼任1名
サガミインターナショナル 株式会社	名古屋市 守山区	10,000	海外事業の統括	100.0	役員の兼任2名
SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.	シ ン ガ ポール	5,050千 米ドル	海外事業(ASEAN)の 統括	100.0	役員の兼任1名
BANGKOK SAGAMI CO.,LTD.	タイ バンコク	4,000千 バーツ	その他飲食店の経営	94.3 (94.3)	
NADEERA GLOBAL CO.,LTD.	タイ バンコク	600千 バーツ	関係会社への投資	49.0 (49.0)	
VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	6,667,860千 ドン	その他飲食店の経営	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
SAGAMI ITALIA S.R.L.	イタリア	592千ユーロ	その他飲食店の経営	51.0 (51.0)	

- (注) 1 議決権の所有割合の()書きは間接所有分で内書であります。
 - 2 サガミレストランツ株式会社は特定子会社に該当しております。
 - 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 - 4 サガミレストランツ株式会社及び味の民芸フードサービス株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。また、サガミレストランツ株式会社については、当連結会計年度末時点で1,258,570千円の債務超過となっております。

主要な損益情報等 サガミレストランツ株式会社 味の民芸フードサービス株式会社 売上高 14,076,953千円 売上高 5,917,613千円 経常損失 1,167,592千円 経常損失 360,261千円

当期純損失 1,749,191千円 当期純損失 339,835千円 純資産額 1,258,570千円 純資産額 679,623千円

総資産額 2,404,498千円 総資産額 2,840,268千円

5 【従業員の状況】

当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであるため、事業部門別により記載しております。

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

	事業部門の名称	従業員数(名)	
	和食麺類部門	314	(1,423)
从会审器	味の民芸部門	92	(503)
外食事業	どんどん庵部門	1	(8)
	その他の部門	41	(183)
その他の事業		-	(-)
全社(共通)		124	(46)
合計		572	(2,163)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 - 2 従業員数欄の()書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間、1ヵ月22日換算)で外書であります。
 - 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 - 4 臨時従業員は、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

2021年 3 月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8 (-)	46.8	25.8	5,943

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合はサガミグループ労働組合と称し、2021年3月31日現在組合員数は2,278名(うち臨時従業員1,883名)で、UAゼンセンに加盟しております。労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、グループビジョンである「No.1 Noodle Restaurant Company」を実現するために、グループの経営理念である「私たちは、「食」と「職」の楽しさを創造し、地域社会に貢献します。すべては みんなのゆたかさと笑顔のために~」を合言葉に、株主様、お客様、従業員、お取引先様など、全てのステークホルダーの皆様に繋がる取り組みを経営の基本としており、そして各店舗が夫々の地域で一番店になるような活力溢れる力強い企業集団を目指しております。規模を追うことでなく、まずは地道なNo.1を目指すことで、「そば」「なごやめし」「手延べうどん」といった誇るべき和食文化を、世界に広げてまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、かねてより事業基盤の強化による利益率の向上を重視し取り組みを進めてまいりました。この度の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言発出に伴う、政府・自治体からの各種要請等により、一部店舗の休業や営業時間短縮をいたしました。このような状況の中で、2021年3月期においては、更に事業基盤の強化を最大限意識した経営に注力し、資金の流出を最小限に抑えるため、設備投資の抑制及び固定費の圧縮を行う一方、高まる中食・内食需要に対応するため、テイクアウト、デリバリーの販売強化等の取り組みを推進することで、強固な経営基盤の構築を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の収束の目途がたたない状況に鑑みて、中期経営計画につきましては、昨年公表いたしました中期経営計画(ローリングプラン2022)を据え置き、2021年5月に予定しておりました新中期経営計画(ローリングプラン2023)の公表を延期しております。新型コロナウイルス感染拡大による事業活動への影響度合いの状況確認が進み、適正かつ合理的な算出が可能になりましたら、速やかに公表させていただきます。

(3) 中長期的な会社の経営戦略ならびに対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、異業種との競争などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、いまだ終息の目途が立っていないことから、厳しい環境が続くものと予測されます。

当社グループはお客様及び従業員の安全を最優先に考え、あらゆる取り組みを進めるとともに、店舗休業や営業時間短縮などによる、収益影響を最低限に抑えるための取り組みを随時実施しておりますが、このような環境下においても、基本指針であるお客様起点の視座を堅持しながら「事業基盤の強化」「収益力の向上」「成長戦略の推進」「CSV (共有価値の創造)経営」の推進に取り組んでまいります。

事業基盤の強化においては、Q(味、品質)、S(接客、おもてなし)、C(清潔、食品衛生)教育に注力し、次世代の店長育成を進めてまいります。

また、各事業会社戦略とグループ機能の融合を進め、経営改善の迅速化を進めるとともに、次世代の経営・幹部人材育成の取り組みを強化してまいります。

収益力の向上においては、持続的な事業発展のために、各部門における採算を追求し、収益力の改善を進めてまいります。経費や時間の使途を明確にする一方で、省力化設備の検証・導入を進め、効率改善および労務改善に繋げてまいります。原材料におきましても、引き続き産地との直接契約食材の拡大を進め、食への安全を確保しつつ、価値の高い商品開発を行うことで、付加価値の創出に繋げてまいります。

成長戦略の推進においては、当社グループの強みである「そば」「なごやめし」「手延べうどん」の認知度向上に取り組むとともに、主力業態である「和食麺処サガミ」「味の民芸」の店舗展開を着実に進め、サガミブランドの構築を進めてまいります。また、FC事業の拡大を視野に入れ、手延べうどん「水山」、らーめん専門店「ぶぶか」など、小型店舗のFCモデル確立とフランチャイジー募集を推進してまいります。海外においては、今後の人口増加が予測されているASEANへの出店を実施するとともに、欧州での店舗展開も視野に入れた取り組みを進めてまいります。

当社グループは、今後もESG (Environment, Social, Governance)の取り組みを進め、環境、社会、企業統治の観点から企業価値を高めるとともに、企業と顧客、そして社会の三方よしの経営である「CSV (共有価値の創造)経営」を推進し、全力を傾注し株主の皆様へ、安定した還元を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を与える可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、提出日に当社グループが判断したものであります。

(1) 売上高の変動について

当社グループは、飲食店の経営を主要な事業としており、消費者の外食動機の大幅な減少を生じさせるような大規模な自然災害、戦争・テロ、疫病等による社会的混乱及び繁忙期における異常気象や地震・台風等による大規模な自然災害等が発生した場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 出店について

当社グループは、主として和食・麺類レストランのチェーン展開を行っており、2017年より、立地開発の専門家を複数名招聘し、出店用地の早期確保に努めておりますが、適切な出店用地が計画通り確保できない場合や、出店地周辺の道路や開発状況の想定外の変化や競合店の出店等による立地環境の大幅な変化が発生した場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 仕入の変動要因について

当社グループでは、複数の仕入れルートの確保及び仕入先との連携強化を図ることにより、リスクの最小化に努めておりますが、鳥インフルエンザ等を始めとする疫病や大規模な自然災害、仕入先の環境変化、外国為替相場の大幅な変動等による仕入価格の高騰があった場合、また家畜類の伝染病や資源の枯渇が危惧される品種の漁獲量制限等により、供給量に大きな変動が生じた場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 生産の変動要因について

当社グループは、外食店舗で使用する冷凍保存麺やかえし類についての生産拠点を愛知県一宮市、愛知県海部郡飛島村、埼玉県入間市に設置しております。これらの生産拠点において地震・台風等の自然災害や食中毒等の食品の安全性に関する問題が発生し、生産活動や店舗等への食材供給に支障をきたす事態が発生した場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) 減損損失及び店舗閉鎖損失について

当社グループが保有する固定資産を使用している店舗の営業損益に悪化が見られ、短期的にその状況の回復が見込まれない場合、もしくは土地等の時価が著しく下落した場合において、当該固定資産について減損会計を適用し、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。また、不採算店舗の閉店に際し、賃借物件の違約金や固定資産の撤去に係る損失見込みに基づく引当金の計上を行う場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社グループは、ダイレクトメール等による会員情報やアンケートによる顧客情報など多数の個人情報を有しております。これらの個人情報の管理に関しては万全を期しておりますが、何らかの理由で個人情報が漏洩し、損害賠償や社会的信用の低下等が発生した場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 情報セキュリティについて

当社グループは、情報管理に関しては、逐次、基幹システム及びグループインフラの改修、整備に取り組むなど万全を期しておりますが、不測の事態によりコンピュータウィルス、ソフトウエアまたはハードウエアの障害により情報システムが機能しなくなる可能性や、個人情報や当社グループの重要情報が流出し、第三者がこれを不正に取得、使用する可能性があり、このような事態が生じた場合、損害賠償や社会的信用の低下等により、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(8) 法的規制について

当社グループの主要事業であります外食事業におきましては、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止をもって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の規制を受けております。当社グループでは、各種業界団体への加盟等により必要な情報を的確に収集するとともに、グループ内の品質・内部統制管理室にて各種法令への順守に向けた社員教育及び体制整備に努めることに加え、食材の品質管理、店舗及び工場の衛生管理については最大限の注意を払っておりますが、重大な衛生問題が発生した場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(9)企業買収等について

当社グループは、事業の拡大や競争力強化のために他社の買収等を行うことがあります。これらの意思決定に際しては、買収前のデューデリジェンス、取締役会での複数回の審議の実施、買収後の情報共有、グループインフラの統合および活用を促進し、当社グループが期待するシナジーが発現するよう取り組んでおりますが、経済環境の変化等の影響や、統合後に事前には分からなかった想定外のリスクが明らかになることがあった場合、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(10)海外進出について

当社グループは、海外出店を成長戦略のひとつとしております。予期しえない自然災害や景気変動、通貨価格の変動、テロ・戦争・内乱等による政治的・社会的混乱などの海外特有の経営上対応すべき課題・リスクによって事業継続が不可能となり撤退を余儀無くされることがあり、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(11)人材確保及び人材育成について

当社グループは、優秀な人材の継続的な確保が重要な経営課題だと認識し、採用活動に取り組み、教育にも力を入れておりますが、計画的な人材の採用と育成が進まない場合、新規出店ができないことや営業時間の短縮などを余儀無くされ、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(12)新型コロナウイルス感染症について

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、外出自粛による来店客数の減少、政府・自治体からの 各種要請に伴う店舗の臨時休業及び営業時間の短縮、当社役職員の感染及び店舗・生産拠点・仕入先における感染者 の発生による就業不能等により、経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

なお、業績改善が当社グループの想定を下回る場合、減損損失を計上する可能性と、繰延税金資産が減額され税金 費用が計上される可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月に政府からの緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛等により消費活動が著しく減少したため、国内の経済は非常に厳しい状況となりました。2020年5月の緊急事態宣言解除後においては、経済活動は徐々に回復し、政府主導の「Go Toキャンペーン」等の需要喚起策により、個人消費も一時持ち直したものの、新型コロナウイルス感染症の第3波が生じ、2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令されることとなりました。そしてその期限が延長される等、経済活動は新型コロナウイルス感染症の動向に左右される状況が続いております

外食産業におきましても、社会全体の外出自粛や各自治体からの営業自粛や営業時間短縮等の要請に伴う来客数の減少に加え、ライフスタイルや消費行動も店内飲食からテイクアウトやデリバリーなどの中食へとシフトするなど、顧客ニーズが大きく変化し、競合他社との顧客獲得競争は一層厳しさを増す状況となりました。

このような環境のもと当社グループは、消費スタイルの変化に迅速に対応するべく、テイクアウトやデリバリーへの取り組みを強化することに加え、宅配専門店や他業種との併設店舗を出店するなど新たな取り組みを開始いたしました。コスト面においても、継続的な賃料交渉や固定費、変動費の削減などに加え、グループ全体で構造改革に取り組みコスト削減を進めております。

引き続き当社グループは、お客様起点の視座をグループ全社で堅持しつつ、感染症拡大の予防対策を重点的に講じ、社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保、店舗設備における消毒・清掃の強化、従業員の出勤前の検温、マスクの着用、手洗い消毒等を徹底しながら、お客様の安全と健康を守ることを最優先に取り組んでおります。営業面においても、テイクアウト商品の拡充、デリバリー対応店舗の拡大、機動的に販売施策を継続し、売上高の回復を図るとともに、収益構造の改善により、利益を創出するべく損益分岐点の引き下げに努めてまいります。

各事業部門の概況は次のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであるため、事業部門別により記載しております。

外食事業

(和食麺類部門)

和食麺類部門では、売上高13,352百万円となり、連結売上高の65.6%を占め、引き続き当社の主力部門として位置づけられております。

当社主力業態である「和食麺処サガミ」において、全店販売促進企画として「クーポン券配布企画」を2回、「大感謝祭」を2回、「料理フェア」を7回、「Instagram写真投稿キャンペーン」を1回実施し、創業記念企画として10月より「サガミ創業50周年×昭和産業てんぷら粉誕生60周年」記念メニューを販売いたしました。また、「サがつくサガミ」をキャッチフレーズとしたサガミのこだわりCMを5回実施するとともに、更なるブランディング向上の為、11月よりラジオCMを愛知県・三重県・岐阜県の3県にて実施いたしました。しかしながら、新型コロ

有価証券報告書

ナウイルス感染症拡大の影響は継続しており、既存店売上高は前年同一期間に対して22.5%減となり、既存店客数は前年同一期間に対して26.0%減、客単価は前年同一期間に対して4.7%増となりました。

店舗関係では、「和食麺処サガミ ルビットパーク岡崎店」(10月)を愛知県岡崎市、「和食麺処サガミ 志段味店」(1月)を愛知県名古屋市、「和食麺処サガミ 川西加茂店」(3月)を兵庫県川西市に出店いたしました。一方で、「和食麺処サガミ 豊橋柱店」(5月)、「和食麺処サガミ 新庄店」(7月)、「和食麺処サガミ 藤ヶ丘店」(10月)、「和食麺処サガミ 榛原店」(2月)、「和食麺処サガミ 焼津店」(3月)を閉鎖いたしました。なお、当期末での店舗数は133店舗であります。

(味の民芸部門)

味の民芸部門では、売上高4,554百万円となり、連結売上高の22.3%を占めております。

手延べうどんと和食の「味の民芸」においては、全店販売促進企画として「料理フェア」を9回実施したほか、「テイクアウト商品割引企画」、「感謝祭企画」、「昭和産業コラボ企画」を各1回実施いたしました。

店舗関係では、「味の民芸 春日部ユリノキ通り店」(5月)、「味の民芸 練馬平和台店」(9月)、「味の民 芸 府中店」(3月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み52店舗であります。

(どんどん庵部門)

どんどん庵部門では、売上高751百万円となり、連結売上高の3.6%を占めております。

セルフサービス方式の「どんどん庵」においては、全店販売促進企画として「料理フェア」を10回実施したほか「どんどん祭」を1回実施いたしました。

店舗関係では、「製麺大学 岐阜加納店」を「どんどん庵 岐阜加納店」(10月)に業態転換いたしました。 一方で、「どんどん庵 豊田逢妻店」(4月)、「どんどん庵 東中島店」(8月)、「どんどん庵 丸の内店」(11月)、「どんどん庵 イオン名西店」(3月)を閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み33店舗であります。

(その他の部門)

その他の部門では、売上高1,570百万円となり、連結売上高の7.7%を占めております。

その他の部門では、団欒食堂「あいそ家」において、「料理フェア」を7回、「テイクアウト商品割引企画」を3回、「プレミアム商品券販売企画」を1回実施いたしました。大型セルフうどん店「製麺大学」においては、「料理フェア」を6回実施いたしました。

国内店舗関係では、「びんむぎ 酒々井店」(7月)、宅配専門店である「ごちたくサガミ 守山店」(11月)、「ごちたく味の民芸 練馬平和台店」(2月)を出店いたしました。一方で、「健やか食堂」(6月)、「さがみ庭イオン各務原店」(9月)、「かつたに アピタ四日市店」(9月)、「かつたに イオンナゴヤドーム 前店」(9月)、「びんむぎ セレオ八王子店」(11月)、「さがみ庭 キャッスルプラザ店」(2月)を閉鎖いたしました。海外店舗関係では、イタリアに「SAGAMI モデナ店」(7月)、「SAGAMI ボローニャ店」(9月)、ベトナムに「SUIZAN LOTTE Mart Go Vap店」(9月)を出店いたしました。一方で、タイの「SAGAMI セントラルワールド店」(9月)閉鎖いたしました。

なお、当期末での店舗数はFC店舗を含み33店舗となりました。

その他の事業

(不動産賃貸部門)

賃貸物件の受取家賃による売上高は114百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は20,344百万円(前年対比23.0%減)、営業損失は1,689百万円(前年同期は営業利益55百万円)、経常損失は1,625百万円(前年同期は経常利益60百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は2,478百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,365百万円)となり、当期末のグループ店舗数は251店舗となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析)に記載しております。

(生産、受注及び販売の状況)

当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであるため、品目別、事業部門別により記載しております。

(1) 生産実績

当社グループの生産品目は、供給先が多部門にわたり、部門別生産実績を記載することが困難であるため、品目別によって記載しております。

a 生産実績

当連結会計年度における生産実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目別	生産高(千円)	前年同期比(%)
保存麺うどん・きしめん類	220,348	85.5
保存麺そば類	112,487	97.3
かえし類	162,181	87.6
そば製粉類	111,898	100.3
加工食品類	7,905	95.7
合計	614,821	90.6

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

² 金額は製造原価により表示しております。

b 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を品目別に示すと次のとおりであります。

	品目別	仕入高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
	エビ類	398,700	7.9	76.2
	冷凍食品	627,632	12.5	61.6
	肉類	1,829,916	36.4	80.2
	酒・その他飲料	308,955	6.1	61.7
原材料 (店舗用)	野菜類	600,069	11.9	71.9
(100 107 137)	米穀類	361,549	7.2	67.1
	だし・油類	233,722	4.6	76.0
	その他	197,564	3.9	56.6
	原材料(店舗用)計	4,558,110	90.6	71.7
	粉類	104,305	2.1	43.6
	玄そば類	80,137	1.6	82.0
- Lide	醤油・みそ類	108,511	2.2	42.2
原材料 (工場用)	つゆ・タレ類	113,330	2.3	124.0
(12-30/13)	砂糖	24,712	0.5	97.7
	その他	43,026	0.9	959.1
	原材料(工場用)計	474,024	9.4	66.3
原材料計		5,032,134	100.0	71.2
帝口	FC向食材	533,263	75.6	80.8
商品	その他	172,403	24.4	75.6
商品計		705,667	100.0	79.4
	合計	5,737,801		72.1

⁽注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

	事業部門の名称	販売高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
	和食麺類部門	13,352,941	65.6	77.9
外食事業	味の民芸部門	4,554,791	22.3	81.2
77 艮争耒 	どんどん庵部門	751,854	3.6	81.7
	その他の部門	1,570,813	7.7	59.2
その他の事	[業	114,454	0.5	86.9
	合計	20,344,856	100.0	76.9

⁽注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

² 当連結会計年度の店舗売上高は、直営店舗19,717,548千円、FC店舗1,715,890千円となっております。

(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析)

(1) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は前連結会計年度末に比べ2,325百万円増加し、20,895百万円となりました。 流動資産は前連結会計年度末に比べ3,272百万円増加し、9,351百万円となりました。増加の主な内訳は、現金及 び預金3,397百万円、受取手形及び売掛金143百万円、減少の主な内訳は、原材料及び貯蔵品159百万円によるもので あります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ946百万円減少し、11,543百万円となりました。減少の主な内訳は、建物及び構築物353百万円、土地93百万円、のれん100百万円、投資有価証券107百万円、差入保証金77百万円によるものであります。

流動負債は前連結会計年度末に比べ681百万円増加し、4,125百万円となりました。増加の主な内訳は、短期借入金500百万円、1年内返済予定の長期借入金424百万円、減少の主な内訳は、支払手形及び買掛金79百万円、未払金304百万円によるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ2,775百万円増加し、5,374百万円となりました。増加の主な内訳は、長期借入金2,722百万円、資産除去債務66百万円、減少の主な要因は、長期未払金9百万円によるものであります。

純資産は前連結会計年度末に比べ1,131百万円減少し、11,395百万円となりました。増加の主な内訳は、資本金695百万円、資本剰余金695百万円、減少の主な内訳は、利益剰余金2,478百万円、その他有価証券評価差額金47百万円によるものであります。

(2) 経営成績

当連結会計年度の売上高は20,344百万円、経常損失は1,625百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,478百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べて3,397百万円増加し、7,882百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は1,158百万円となりました。収入の主な内訳は、減損損失817百万円であり、支出の主な内訳は税金等調整前当期純損失2,417百万円、法人税等の支払額93百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は465百万円となりました。収入の主な内訳は、投資有価証券の売却による収入111 百万円、差入保証金の回収による収入131百万円であります。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出 657百万円、差入保証金の差入による支出58百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は5,022百万円となりました。収入の主な内訳は、短期借入金の純増額による収入500百万円、長期借入れによる収入が4,060百万円、新株予約権の行使による株式発行による収入1,384百万円であります。支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出が909百万円であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入れのほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであり、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は5,944百万円、現金及び現金同等物の残高は7,882百万円となっております。

翌連結会計年度のキャッシュ・フローの見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請や、一部営業店舗の休業及び営業時間の短縮、また感染症影響による国内経済の減速等により、営業活動で得られるキャッシュ・フローは、当連結会計年度に比べ、現時点では、大幅に減少することを想定しております。そのような先行きが見通せない状況に鑑みて、投資活動により使用するキャッシュ・フローは、事業継続を最優先としたうえで、既決の新規出店及び既存店に対する最低限の設備投資を実施する計画としております。

また、財務活動により使用するキャッシュ・フローについては、感染症影響の長期化による不測の事態に備え、 当連結会計年度末以降、現時点までにおいて4,800百万円の長期借入による資金調達を実施いたしました。しかしな がら、感染症収束には時間を要することが懸念されることから、翌連結会計年度の現金及び現金同等物の残高につ いては、当連結会計年度を下回る可能性を想定しております。

新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積もりには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積もりと大幅に異なる場合があります。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

フランチャイズ契約

連結子会社、味の民芸フードサービス株式会社は「味の民芸」業態、「水山」業態で、サガミレストランツ株式会社は、「どんどん庵」業態で、それぞれ店舗オーナーとの間でフランチャイズ契約を締結しております。 その契約の概要及び営業店舗数は次のとおりであります。

	ı		
契約内容	要旨	商標等の使用を許諾しメニューやサービス方法等のノウハウを提供する	
	加盟金	当該契約締結時に一定額	
	預託金	当該契約締結時に一定額	
	ロイヤリティー	毎月売上高に一定割合を乗じた額	
	味の民芸	3 店舗	
2021年3月31日現在 営業店舗数	水山	1 店舗	
	どんどん庵	32店舗	

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、主として店舗の新規出店及び改装・改修を行いました。

和食麺処部門で3店舗、その他の部門で6店舗の新規出店を行い、既存店舗の改装・改修も併せて実施しております。これによる設備投資は、和食麺類部門459百万円、味の民芸部門62百万円、どんどん庵部門8百万円、その他の部門111百万円、その他の事業189百万円、合計830百万円(差入保証金を含む)であります。

なお、当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであるため、事業部門別により記載しております。

2021年3月31日現在

					20	21年3月31日	<u>''72.17T</u>
	声光 如即			帳簿価額(千円)			公安
事業所名 (所在地)	事業部門 の名称 (設備の内容)	土	地	建物及び	その他	投下資本	ん 従業 員数 (名)
	(KMO134)	面積(㎡)	金額	構築物	C 0718	合計	(1)
サガミー社店 (名古屋市名東区) 他135店舗	和食麺類部門 (店舗設備)	247,206.18 (226,388.23) [590.08]	3,370,276	1,072,128	971,314	5,413,719	308 (1,350)
あいそ家港知多店 (名古屋市港区) 他8店舗	その他の部門 (店舗設備)	13,012.21 (10,601.56)	197,698	84,389	51,868	333,956	16 (86)
製麺大学日進店 (愛知県日進市) 他2店舗	その他の部門 (店舗設備)	2,941.73 (2,941.73)		24,945	17,013	41,959	2 (17)
SAGAMI 金城ふ頭店 (名古屋市港区)	その他の部門 (店舗設備)	163.23 (163.23)	1	-	5,956	5,956	2 (2)
濱町湘南台店 (神奈川県藤沢市)	その他の部門 (店舗設備)	1,267.00 (1,267.00)	-	-	30,000	30,000	2 (7)
物流センター (愛知県海部郡飛島村)	和食麺類部門 (配送設備)	8,606.89	602,239	24,861 [3,279]	1,436 [41]	717,460	16 (2)
飛島工場 (愛知県海部郡飛島村)	和食麺類部門 (生産設備)	[720.00]	002,203	60,984	27,938	[3,320]	9 (4)
尾西工場 (愛知県一宮市)	和食麺類部門 (生産設備)	7,301.78	654,034	123,468	179,652	957,155	7 (17)
入間工場 (埼玉県入間市)	味の民芸部門 (生産設備)	1,841.29 (1,841.29)	-	8,577	15,554	24,132	2 (3)
本社 (名古屋市守山区)	全社 (その他設備)	2,418.12	266,817	187,692	110,278	564,788	72 (8)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」、「リース資産」及び 「差入保証金」の合計額であり、建設仮勘定を含んでおりません。なお、金額には消費税等は含んでおりま せん。
 - 2 上記のうち()書きは賃借中のものであり内数であります。また、[]書きは賃貸中のものであり、同じく内数であります。
 - 3 現在休止中の重要な設備はありません。
 - 4 従業員数欄の()書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間、1ヵ月22日換算)で外書であります。

(2) 国内子会社

サガミレストランツ株式会社

2021年 3 月31日現在

						1 1 2 1 1 0 1 D 1	70 1-	
事業所名 (所在地)	★ ₩ 2788	帳簿価額(千円)						
	事業部門 の名称 (設備の内容)	土地		建物及び	その他	投下資本	従業 員数 (名)	
	(政備の円3日)	面積(㎡)	金額	構築物	C 07 (B	合計	(1)	
どんどん庵飛島店 (愛知県海部郡飛島村) 他1店舗	どんどん庵部門 直営店舗 (店舗設備)	1,053.55 (1,053.55)	-	-	207,657	207,657	- (9)	
どんどん庵高畑店 (名古屋市中川区) 他31店舗	どんどん庵部門 FC店舗 (店舗設備)	21,344.11 (21,344.11) [19,493.87]	,	68,945 [68,945]	69,361 [69,361]	315,809 [151,000]	- (-)	

味の民芸フードサービス株式会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	声 业如用		帳簿価額(千円)							
	事業部門 の名称 (設備の内容)	土	地	建物及び	その供	投下資本	従業 員数 (名)			
	(政権の内台)	面積(m ^²)	金額	構築物	その他	合計	(11)			
味の民芸八王子店 (東京都八王子市) 他51店舗	味の民芸部門 (店舗設備)	68,326.60 (66,157.12)	503,845	217,548	454,904	1,176,296	92 (473)			
水山新宿店 (東京都新宿区) 他3店舗	その他の部門 (店舗設備)	297.60 (297.60)	-	22,771	30,342	53,112	5 (18)			
JIN JIN新宿店 (東京都新宿区) 他2店舗	その他の部門 (店舗設備)	191.80 (191.80)	-	-	8,216	8,216	4 (11)			
ぶぶか吉祥寺北口店 (東京都武蔵野市) 他1店舗	その他の部門 (店舗設備)	70.55 (70.55)	-	1,874	11,293	13,167	2 (5)			
本社 (東京都立川市)	全社 (その他設備)	436.55 (368.11) [68.44]	26,095	15,040	6,792	47,927	10 (-)			

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「機械装置及び運搬具」、「工具、器具及び備品」及び「差入保証金」の 合計額であり、建設仮勘定を含んでおりません。なお、金額には消費税等は含んでおりません。
 - 2 上記のうち()書きは賃借中のものであり内数であります。また、[]書きは賃貸中のものであり、同じく内数であります。
 - 3 現在休止中の重要な設備はありません。
 - 4 従業員数欄の()書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間、1ヵ月22日換算)で外書であります。
 - 5 上記のほか、リース契約による主な賃借設備は下記のとおりであります。

名称	数量 (セット)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	摘要
店舗建物	1	20	12,720	3,038	建物賃貸借

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の報告セグメントは「外食事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在の重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

提出会社

	事業部門	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達	着手年月	完了予定	完成後の
	の名称	は何の内台	総額	既支払額	方法	有于牛// 	年月	増加能力
新規 3 店舗 (愛知県)	和食麺類部門	店舗新設	450,000		自己資金	2021年4月	2022年 2 月	330席
サガミ他 7 店舗 (愛知県他)	和食麺類部門	店舗改修	140,000		自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)2
工場設備等 (愛知県他)	その他の部門	生産設備	50,000		自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)3
ソフトウエア及びIT投資 (愛知県名古屋市)	その他の部門	入替	42,000		自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)3

サガミレストランツ株式会社

事業所名	事業部門	設備の内容	投資予定	額(千円)	資金調達	着手年月	完了予定	完成後の
(所在地) の名称	設備の内谷「	総額	既支払額	方法	有于平月	年月	増加能力	
どんどん庵4店舗 (愛知県他)	どんどん庵部門	店舗改修	30,000		自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)2

味の民芸フードサービス株式会社

事業所名 事業部門 (所在地) の名称	事業部門	設備の内容	投資予定	額(千円)	資金調達	着手年月	完了予定	完成後の
	は開の内台「	総額	既支払額	方法	有于牛// 	年月	増加能力	
新規1店舗 (東京都)	味の民芸部門	店舗新設	60,000		自己資金	2021年4月	2021年12月	(注)3
味の民芸他 2 店舗 (東京都他)	味の民芸部門	店舗改修	30,000		自己資金	2021年4月	2022年3月	(注)2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 改修に伴う客席数の重要な増減は、見込んでおりません。
 - 3. 合理的に算出することが困難なため、記載しておりません。

(2) 出店計画店舗数

提出会社

事業部門の名称	自 2021年4月 至 2021年6月	自 2021年7月 至 2021年9月	自 2021年10月 至 2021年12月	自 2022年1月 至 2022年3月	合計
和食麺類部門		1	1	1	3

サガミレストランツ株式会社

事業部門の名称	自 2021年4月 至 2021年6月	自 2021年7月 至 2021年9月	自 2021年10月 至 2021年12月	自 2022年1月 至 2022年3月	合計
どんどん庵部門					

味の民芸フードサービス株式会社

事業部門の名称	自 2021年4月 至 2021年6月	自 2021年7月 至 2021年9月	自 2021年10月 至 2021年12月	自 2022年1月 至 2022年3月	合計	
味の民芸部門			1			1

(3) 重要な設備の除却等

当社グループは、店舗の閉鎖を計画しており、これに伴い設備の除却を計画しておりますが、減損会計を適用しているため、除却に伴う損失予想額は軽微であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年 6 月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,761,784	28,131,784	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	27,761,784	28,131,784	-	-

⁽注)提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第2回行使価額	第 2 回行使価額修正条項付新株予約権付社債(2020年12月 8 日発行)					
決議年月日	2020年11月19日					
新株予約権の数(個)	38,000個 [21,700個]					
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)						
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 3,800,000株[2,170,000株] (注)1					
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	当初行使価額 1株当たり1,291 (注)2、3					
新株予約権の行使期間	自 2020年12月9日 至 2023年12月8日					
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4					
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。					
新株予約権の譲渡に関する事項						
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項						
新株予約権の行使の際に出資の目的と する財産の内容及び価額	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。					
新株予約権付社債の残高(千円)	9,550[8,159]					

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1.本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

- (1)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式3,800,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が3.行使価格の調整に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = <u>調整前交付株式数×調整前行使価額</u> 調整後交付株式数 = 調整後行使価額

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、3.行使価格の調整に定める調整前行使価額及び 調整後行使価額とする。

- (3)前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る3.行使価格の調整第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5)交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、3.行使価格の調整に定める第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2. 行使価額の修正

(1)2020年12月9日以降、新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、

有価証券報告書

行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が904円(ただし、3.行使価額の調整第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

調整後
行使価額調整前
行使価額X既発行普通株式数 +
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<br/

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合 (ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権 付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株 予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の 最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての 効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割 当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合

は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株 予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、 本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出する ものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

有価証券報告書

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、()(本項第(2)号 においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また()(本項第(2)号 においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式の方ち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり 使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が2.行使価格の修正第(1) 号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びに その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知す る。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、 適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の 行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた 額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権の目的となる株式の総数は3,800,000株、交付株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、上記「1.本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達の額増加又は減少する。

本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、2020年12月9日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される

行使価額の修正頻度: 行使の際に「2.行使価額の修正」に記載の条件に該当する都度、修正される。 行使価額の下限: 本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額)は、2020年11月19日(以下「発行決議日」 という。)の東証終値の70%に相当する904円である。

交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は3,800,000株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は14.34%)、交付株式数は100株で確定している。

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予 約権が全て行使された場合の資金調達額):3,449,488,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部は行使さ れない可能性がある。)

本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。

6. 権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、買取契約において、下記の内容について合意している。

当社による行使指定

- ・割当日の翌取引日以降、2023年11月9日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」という。)ができる。
- ・行使指定に際しては、その決定を行う日(以下「行使指定日」という。)において、以下の要件を満たすことが前提となる。
 - () 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
 - () 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
 - () 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - () 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - () 停止指定が行われていないこと
 - () 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内 (以下「指定行使期間」という。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負う。
- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と2,650,178株(発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要がある。
- ・但し、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合に は、以後、当該行使指定の効力は失われる。
- ・当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示する。 当社による停止指定
- ・当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)として、2020年12月11日から2023年11月8日までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」という。)することができる。停止指定を行う場合には、当社は、2020年12月9日から2023年11月6日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指

定期間を割当予定先に通知するものとする。但し、上記 の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできないものとする。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定める。

- ・なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができる。
- ・停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその 旨をプレスリリースにて開示する。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

・割当予定先は、()2020年12月9日以降、2023年11月8日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、()2023年11月9日以降2023年11月16日までの期間、()当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は()当社と割当予定先との間で締結した買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得する。

割当予定先による行使制限措置

- ・当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項並びに株式会社名古屋証券取引所(以下「名証」という。)の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条第1項及び同取扱い18(1)乃至(5)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。
- ・割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株 予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、 本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- 7. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

本新株予約権に関して、割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸株は使用しない。

- 8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容 本新株予約権の発行に伴い、株式会社愛知銀行は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を 行う予定である。
- 9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結した買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記6. の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させる。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第51期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数(個)	10,500	12,600
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,050,000	1,260,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	1,092	1,100
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	1,147,430	1,386,880
当該期間の末日における権利行使された当該 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 数の累計(個)		12,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付 株式数(株)		1,260,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均 行使価額等(円)		1,100
当該期間の末日における当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金 調達額(千円)		1,386,880

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日~ 2021年3月31日	1,260	27,761	695,808	7,873,917	695,808	4,976,188

⁽注)1.新株予約権の行使による増加であります。

^{2.2021}年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が370,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ181,320千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

株式の状況(1単元の株式数100株)						単元未満			
区分	政府及び 地方公共 金融	金融機関	金融商品	その他の	外国流	去人等		計	株式の状況 (株)
	団体	立照(成)美 	取引業者	法人	個人以外	個人		ПI	(11/1)
株主数 (人)	-	27	20	205	44	11	17,870	18,177	-
所有株式数 (単元)	-	47,033	4,151	37,204	5,328	101	183,369	277,186	43,184
所有株式数 の割合(%)	-	16.96	1.49	13.42	1.92	0.03	66.15	100.00	-

- (注) 1 自己株式17,555株は「個人その他」に175単元及び「単元未満株式の状況」に55株含めて記載しております。
 - 2 「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、50株含まれております。
 - 3 「金融機関」には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式1,307単元が含まれております。 なお、当該株式については、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
昭和産業株式会社	東京都千代田区内神田二丁目 2 - 1	1,194	4.30
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23-1	1,032	3.71
株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄三丁目14-12	923	3.33
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	850	3.06
株式会社昭和	名古屋市熱田区明野町2-3	433	1.56
サガミ共栄会	名古屋市守山区八剣二丁目118番地	402	1.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目 8 -12	401	1.44
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13-1	399	1.43
大嶋つき子	愛知県尾張旭市	375	1.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海一丁目 8 -12	363	1.30
計	-	6,375	22.98

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	•	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,500	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,701,100	277,011	-	
単元未満株式	普通株式 43,184	-	-	
発行済株式総数	27,761,784	-	-	
総株主の議決権	-	277,011	-	

- (注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式55株が含まれております。
 - 2 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。
 - 3 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式130,700株(議決権の数1,307個)が含まれております。 なお、当該議決権の数1,307個は、議決権不行使となっております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株 式 会 社 サ ガ ミ ホ ー ル ディングス	名古屋市守山区八剣二丁 目118番地	17,500	-	17,500	0.06
計	-	17,500	-	17,500	0.06

(注)「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式 130,700株については、上記の自己株式等に含めておりません。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、2016年6月29日開催の第46期定時株主総会決議に基づき、2016年8月16日より、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役(社外取締役を除くものとし、子会社の取締役のうち当社の使用人を兼務するものを除きます。以下「取締役等」といいます。)の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しておりましたが、2018年5月11日開催の取締役会にて、本制度の一部改訂について決定し、当社子会社の取締役(社外取締役及び当社の使用人を兼務するものを除きます。)を本制度の対象外とすることにつき決議しております。

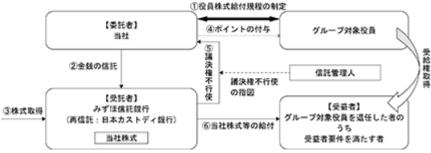
また、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することを承認いただいたことに伴い、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に対する株式報酬枠を改めて決定しております。

さらに、2021年6月24日開催の第51期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に付与する上限株式数(ポイント数)の再設定についてご承認いただいております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- a 当社は、第49期定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員 株式給付規程」を制定しました。
- b 当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。(以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」という。)
- c 本信託は、bで信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- d 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- e 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことと します。
- f 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下、「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

役員に取得させる予定の株式の総数または総額

当社は、2016年8月16日付で171,000千円を拠出し、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(現 株式会社日本カストディ銀行(信託E口))が当社株式を134,300株、170,866千円取得しております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は受益者要件を満たす取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)を受益者とする信託として存続させることとしております。今後、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が当社株式を取得する予定は未定であります。

当該業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した取締役等

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	714	887
当期間における取得自己株式	50	51

- (注) 1 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。
- (注) 2 株式給付信託(BBT)導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式130,700 株は、上記取得自己株式数に含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

E ()	当事業	美年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
その他(-)	-	-	-	-	
保有自己株式数	17,555	-	17,605	-	

- (注) 1 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。
 - 2 「保有自己株式数」には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)保有の当社株式130,700株は含めておりません。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

3 【配当政策】

当社は、今後とも激動する市場環境に対応しつつ、長期にわたり安定的な経営基盤の構築に努めるとともに、配当についても、株主に対する利益還元を経営の重要政策として、業績や今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案しながら成果の配分を行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

以上の配当方針に基づき、当社といたしましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が経済に与える影響は甚大で、当社を取り巻く経営環境は今後も非常に厳しい状況が続くものと想定されます。このような状況に鑑みて、現時点におきましては、内部留保の充実を図り、不測の事態が生じた場合の経営と雇用の安定化に備えることが株主共通の価値につながるものと考え、誠に遺憾ながら、当連結会計年度におきましては、配当を見送らせていただくこととなりました。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンスの考え方」に基づき、株主様、お客様、お取引先様、従業員等、すべてのステークホルダーに対し、健全かつ公正で透明性の高い経営を行うことを重要な経営課題のひとつとして位置づけております。また、サガミグループビジョンである「No.1 Noodle Restaurant Company」を全従業員で共有し、食文化を通じて地域社会に貢献するとともに、経営環境、市場環境の変化に即応し、適宜必要な施策を実施してまいります。

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的に2019年6月27日開催の第49期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会と監査等委員会において業務執行と監督・監査を行い、株主、顧客、取引先、従業員等の社内外の利害関係者に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力してまいります。

なお、内容については、本報告書提出日現在における状況等を記載しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりです。

イ.取締役会

当社は、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、業務執行の効率性の更なる向上を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名(社外取締役2名)、監査等委員である 取締役3名(社外取締役3名)の総勢10名で各々が企業経営、財務・法務および国際的な事業展開において豊富 な知識・経験を備え、多様性を十分に確保した構成となっております。また、社外から5名を選任することによ り独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。現状、女性取締役2名(うち監査 等委員である取締役1名)を選任しております。

提出日現在の取締役は以下のとおりです。

代表取締役会長兼最高経営責任者 CEO 鎌田敏行(取締役会議長)、

代表取締役社長兼最高執行責任者 COO 伊藤修二、大西尚真、

長谷川喜昭、鷲津年春、遠藤良治(社外取締役)、川瀬千賀子(社外取締役)、

古川賢一郎(社外取締役 常勤監査等委員)、神谷俊一(社外取締役 監査等委員)、

村上貴子(社外取締役 監査等委員)

口.監査等委員会

監査機能を担う監査等委員会は、3名の取締役で構成され、うち3名全員を社外取締役としています。監査等 委員会は、取締役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任および不 再任に関する議案の内容の決定等を行います。

当社では、半期に一度に開催される三様監査会議において、監査等委員会と会計監査人およびグループ子会社 監査役、品質・内部統制管理室の四者間で情報の共有が図られております。常勤監査等委員である取締役が原則 週1回品質・内部統制管理室と会合を持ち、取締役会・グループ経営会議における審議事項について報告を行う など緊密に連携をとるようにしております。

提出日現在の監査等委員は以下のとおりです。

神谷俊一(委員長 社外取締役 監査等委員)、古川賢一郎(社外取締役 常勤監査等委員)、

村上貴子(社外取締役 監査等委員)

八.指名・報酬諮問委員会

当社では、1つの任意の委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。指名・報酬諮問委員会が当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員の選任及び解任に関して必要な基本方針、規則及び手続などの制定、変更、廃止を行い、取締役会全体のバランスを考慮しつつ、

各部門において迅速な意思決定と監督が行えるように総合的に判断し、取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員、代表取締役ならびに役付取締役、役付執行役員の選任・解任議案の検討を行い、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。

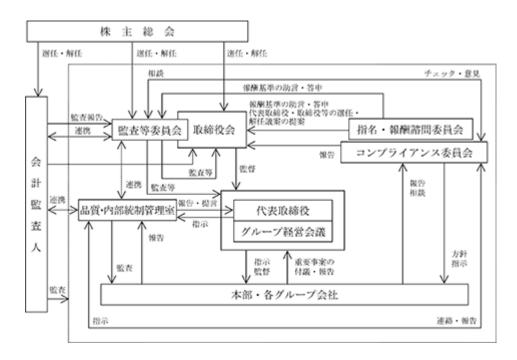
また、指名・報酬諮問委員会が代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を決定し、取締役(監査等委員である 取締役を含む。)及び執行役員の報酬基準等を検討します。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって 選定された取締役(監査等委員である取締役を含む。)で構成され、委員長は、その構成員の中から選定するも のとし、指名・報酬諮問委員会の決議により決定するものとします。更には3名以上で構成し、その過半数が社 外役員で構成されます。この指名・報酬諮問委員会において、代表取締役会長、代表取締役社長が受ける報酬額 の決定と、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬額の基準や報酬の構成、会社業績、 職責、成果や監査等委員である取締役が受ける報酬基準の目安等に関する規定内容を検討し、取締役会に意見と して提案する仕組みになっております。

提出日現在の委員は下記のとおりです。

鷲津年春(委員長)、遠藤良治、神谷俊一

二.コンプライアンス委員会

社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、品質・内部統制管理室並びに四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会が実施するものとします。これらの活動は、取締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。



企業統治に関するその他の事項

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りです。

・会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、「敵対的買収」であっても株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には当社株主様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社株式に対する大量買付等が行われた際に、買付等に応じるべきか否かを株主様が判断、当社が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保、株主様のために大量株式取得者等との交渉等を可能とすることで、当社の企業価値・企業業績の向上、株主共同の利益の多大な損失を回避するために、買付等を抑止するための枠組みとして、当社株式の大量取得行為への対応方針(以下「本プラン」という)の導入が必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、2007年4月19日開催の第37期定時株主総会において本プランの導入をご承認いただき、2010

年4月15日開催の第40期定時株主総会、2013年6月26日開催の第43期定時株主総会、2016年6月29日開催の第46期 定時株主総会、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において一部修正し、継続することをご承認いただきま した。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み 当社の企業価値について

当社は、飲食店の経営やその関連サービスを通じ、「食と職の楽しさを創造し、地域社会に貢献する」企業を目指し、また株主優待制度や配当による株主様への利益還元を行えるように日々、業績の改善と向上に取り組んでおります。これらの企業活動を実現するためには、「うどん・そば・みそ煮込と価値ある商品」「ゆっくりと食事していただける空間」「行き届いた接客・サービス」を提供し、お客様、お取引先様に「ありがとう」と言われ続ける必要があります。そして、売上高の拡大と利益の確保が、従業員とその家族の生活を潤すだけでなく、株主様への利益還元と内容の充実をもたらし、ひいては企業価値の向上に繋がるものと確信しております。そこで、当社は中長期的な政策を実現するために「No.1 Noodle Restaurant Company」をメインビジョンに掲げ、企業業績の拡大、企業価値の向上に向けて様々な政策を推進しております。当社の主力業態である「和食麺処 サガミ」は全店に「そば」を製麺する設備を有し、各店で製麺作業(一部のそばを除き)を行い、また「だし」につきましても、本来の風味を損なうことがないように、各店で毎日だし取りを実施しております。

このように「和食麺処 サガミ」は51年間変わることなく、麺に対するこだわりを大切にすると共に「麺+和食」をテーマに価値ある商品を提供しております。また、セルフサービス麺類店の「どんどん庵」は低価格に加え、待ち時間が掛からず食べたい商品を欲しい分だけ選べる等、お客様の状況や動機に応じて、ご利用いただける業態を展開しております。手延べうどんと和食の「味の民芸」は、和の伝統である「手延べ製法」のうどんと、毎日各店で「だし」を取ることで、「おいしさ」にこだわりを持ち、料理の提供に努めております。

また、当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月に政府からの緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛等により消費活動が著しく減少したため、国内の経済は非常に厳しい状況となりました。2020年5月の緊急事態宣言解除後においては、経済活動は徐々に回復し、政府主導の「Go Toキャンペーン」等の需要喚起策により、個人消費も一時持ち直したものの、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が生じました。2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令され、その期限が延長される等、経済活動は新型コロナウイルス感染症の動向に左右される状況が続いております。外食産業におきましても、社会全体の外出自粛や各自治体からの営業自粛や営業時間短縮等の要請に伴う来客数の減少に加え、ライフスタイルや消費行動も店内飲食からテイクアウトやデリバリーなどの中食へとシフトするなど、顧客ニーズが大きく変化し、競合他社との顧客獲得競争は一層厳しさを増す状況となりました。このような環境のもと当社グループは、消費スタイルの変化に迅速に対応するべく、テイクアウトやデリバリーへの取り組みを強化することに加え、宅配専門店や他業種との併設店舗を出店するなど新たな取り組みを開始いたしました。コスト面においても、継続的な賃料交渉や固定費、変動費の削減などに加え、グループ全体で構造改革に取り組みコスト削減を進めております。そこで、当社は、グループ経営の効率化や社内組織の抜本的な改革、更には経営計画達成のために取り組み内容を見える化したKPI(重要業績評価指標)を導入しております。これらを確実に遂行することで、企業活動の継続と発展を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを 防止するための取り組み

1 本プランの概要

(1) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式等の 買付またはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」という)がなされる場合に、買付等を行う者 または提案する者(以下「大量株式取得者等」という)に対し、 事前に大量株式取得者等から当社に対して 十分な情報が提供され、 当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、 株主の皆 様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量株式取得者等との交渉を行っていくための手続きを定め ています。

(2) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

大量株式取得者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、大量株式取得者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大量株式取得者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権

を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」という)をその時点の全ての株主様に 対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って大量株式取得者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、大量株式取得者等が有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の 恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役から構成される独立委員会の客観的な判断を経るととも に、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

<独立委員会委員>

社外取締役:遠藤 良治 社外取締役:川瀬 千賀子

社外取締役 監査等委員:神谷 俊一 社外取締役 監査等委員:村上 貴子

2 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主様のために大量株式取得者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランには、有効期間を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大量株式取得者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量株式取得者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

・内部統制システム

1. 取締役及び使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。また、その徹底を図るため、品質・内部統制管理室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行います。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、品質・内部統制管理室並びに四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会が実施します。これらの活動は、取締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 グループ文書管理規程に従い、取締役会議事録・稟議書等取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

媒体に記録し、保存します。

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、品質・内部統制管理室がガイドラインを制定し周知徹底させると共に、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとします。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。さらに当社及び子会社の連携により当社グループのリスク管理を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、原則毎月1回定時取締役会を開催し、さらには原則毎週1回のグループ経営会議を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行います。また、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程により、取締役・使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを適用します。原則、毎週1回グループ経営会議を開催し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保します。監査等委員会は連結子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査及び業務監査を行い、その業務の適正さを確保します。また、品質・内部統制管理室は当社グループの監査等委員会・監査役と連携し、当社グループの業務執行の適法性・効率性の実施状況を監査します。

6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその 使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査等委員会から監査業務を補助するために使用人の配置要請があれば応えるものとします。ただし、その人選、人員については、監査等委員会と取締役会にて協議するものとします。監査等委員会から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けません。また、当該使用人は、監査等委員会の職務遂行を補助することについて、監査等委員会の指揮命令下に置くものとします。さらに人事については、常勤監査等委員と協議を行い独立性についても十分留意するものとします。

- 7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制 当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を遵守します。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法によります。また、公益通報者保護法の施行を受け、情報提供の窓口を品質・内部統制管理室として、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程に定め、不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。
- 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、必要に応じて随時代表取締役と会合を持ち意見を交換しており、会社が対処すべき 課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見 を交換することとします。また監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う と共に必要に応じて会計監査人に意見を求めます。さらに監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められ た場合を除き、外部の専門家を任用するための費用を会社に求めることができます。加えて品質・内部統制管 理室とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて品質・内部統制管理室に調査を求めることができるものとしま す。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、品質・内部統制管理室を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及び当グ

ループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用します。また、継続的な評価を実施し不備が発見された場合には必要な是正を実施し、内部統制が有効であるという体制を確保します。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループ倫理・行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」と定めており、不当請求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に取り組みます。当社は平素より、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、暴力追放愛知県民会議、外食産業暴力対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備します。

・リスク管理体制の整備の状況

事業活動に伴うリスクの管理としては品質・内部統制管理室を設置して適正な業務運営の確立に努めております。特に品質管理においては飲食業における重要な管理項目であるため、外部機関の意見や指導を受け、事故の未然防止に努めております。

・当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、原則、毎週1回グループ経営会議を開催し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保します。監査等委員会は連結子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査及び業務監査を行い、その業務の適正さを確保します。また、品質・内部統制管理室は当社グループの監査等委員会・監査役と連携し、当社グループの業務執行の適法性・効率性の実施状況を監査します。

・社外取締役との責任限定契約

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役遠藤良治氏及び川瀬千賀子氏並びに監査等委員である社外取締役神谷俊一氏及び村上貴子氏、古川賢一郎氏との間において、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を図るためであります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨、定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うためであります。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)および監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役が職務を執行または監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を支払うことができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

EDINET提出書類 株式会社サガミホールディングス(E03178) 有価証券報告書

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は20名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率20%)

			略歴		任期	所有株式数												
			1974年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社														
			1989年4月	同社食料開発室外食産業チーム長														
				1999年10月 同社テルアビブ事務所長														
				2004年4月	同社生鮮・食材部門長代行													
			2005年10月	同社総本社先端技術戦略室長代行														
			2007年3月	当社出向 管理本部長														
			2008年3月	当社業務改革推進室長														
			2008年4月	当社取締役業務改革推進室長に就 任														
			2009年1月	当社取締役開発本部担当に就任														
			2009年4月	当社常務取締役開発本部担当に就 任														
			2010年1月	当社常務取締役事業開発本部担当 に就任														
		田 敏 行 1949年3月25日生	2011年1月	当社代表取締役社長に就任														
代表取締役	代表取締役 会長 兼最高経営 鎌田 敏 行														2012年 1 月	上海盛賀美餐飲有限公司董事長に 就任		
会長 兼最高経営			2012年10月		(注) 2	32,600株												
責任者 (CEO)			2013年6月 SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.CEOに 就任															
			2014年 1月	味の民芸フードサービス株式会社 取締役に就任														
			2014年6月	サガミインターナショナル株式会 社代表取締役社長に就任														
			2015年4月	株式会社サガミマイスターズ取締 役に就任														
			2016年1月 VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY取締役に就任															
			2017年4月	当社代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO)に就任(現任)														
			2018年 9 月	株式会社ディー・ディー・エー(現 サガミレストランツ株式会社)代表 取締役会長														
			2018年12月	SAGAMI ITALIA S.R.L. CEO														
			2019年4月	サガミインターナショナル株式会 社取締役														

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数	
			1991年 1月	当社入社			
			2004年 1 月	当社総務部長			
			2005年1月	当社総務人事部長			
			2008年1月	当社管理本部担当兼総務人事部長			
			2008年4月	当社取締役管理本部担当兼総務人			
			2009年4月	事部長に就任 当社取締役管理本部担当兼総務人			
			2009年 6 月	事部長兼不動産管理部長に就任 共栄株式会社取締役に就任			
			2009年10月	株式会社浜木綿監査役に就任			
	t長	二 1955年11月 9 日生		2010年1月	当社取締役管理本部担当兼不動産 管理部長に就任		
代表取締役			2011年 1月	当社取締役営業本部担当に就任			
社長 兼最高執行			多 二 1955年11月 9 日生	2011年4月	 当社常務取締役営業本部担当に就 任	(注) 2	19,900株
責任者			2012年1月	当社常務取締役営業担当に就任			
(COO)			2013年4月	当社専務取締役営業担当に就任			
			2014年4月	当社代表取締役副社長営業担当兼 管理担当に就任			
				株式会社サガミサービス(現株式会社サガミマネジメントサポート)代表取締役社長に就任			
			2015年 4 月	当社取締役製造・物流担当に就任 株式会社サガミフード代表取締役 社長に就任			
			2017年4月	当社代表取締役社長兼最高執行責任者(C00)に就任(現任)			
		2018年9月	株式会社ディー・ディー・エー(現 サガミレストランツ株式会社)代表				
				取締役社長			

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数
役職名	氏名	生年月日	1982年 3 月 1999年 1 月 2001年 1 月 2002年 1 月 2003年 1 月 2004年 1 月 2005年 1 月 2006年 1 月 2007年 4 月 2008年 4 月 2009年 1 月 2009年 4 月	略歴 当社入社 当社第3運営部長 当社第2運営部長 当社第2運営部長 当社新業態運営部長 当社第1運営本部長 当社第1運営部長 当社第1運営部長 当社第1運営部長 当社中京運営部長 当社中京運営部長 当社取締役第1営業本部担当に就任 当社取締役営業統括担当兼第1営業本部担当に就任 当社取締役営業本部担当に就任 当社取締役営業本部担当に就任	任期	所有株式数
取締役副社長 執行役員	大 西 尚 真	1962年12月19日生	2011年1月 2012年1月 2013年6月 2014年1月 2015年1月 2017年3月	当任常務取締役営業本部担当に就任 当社常務取締役管理本部担当に就任 当社取締役 株式会社ディー・ディー・エー(現サガミレストランツ株式会社)代表 取締役社長に就任 当社常務執行役員に就任 味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役副社長に就任 味の民芸フードサービス株式会社 代表取締役社長に就任 株式会社サガミマイスターズ代表 取締役社長に就任	(注) 2	8,000株
			2017年6月2018年9月2020年4月2021年4月	VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY取締役に就任(現任) 当社取締役常務執行役員に就任 株式会社ディー・ディー・エー取締役 当社取締役専務執行役員に就任 当社取締役副社長執行役員に就任 (現任) 味の民芸フードサービス株式会社 取締役会長に就任 (現任) サガミインターナショナル株式会社 で表取締役社長に就任 (現任) SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD. 最高経営責任者 (CEO) に就任 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
取締役執行役員	長谷川喜昭	1964年11月 5 日生	1984年10月 2005年1月 2007年1月 2008年1月 2010年4月 2011年1月 2012年7月 2013年6月 2014年1月 2015年4月 2018年4月 2018年4月 2018年4月	当社入社 当社所に関連を 内部統制準備室長 内部統制室長 株式会社ディー・ディー・エー(現 世世の地域では、 地が記して 地が記して 当社経経にでは、 地では、 はでは	(注) 2	11,000株
取締役執行役員	鷲 津 年 春	1968年12月29日生	1985年 3 月 2007年 1 月 2009年 1 月 2011年 1 月 2012年 1 月 2013年 4 月 2013年 7 月 2014年 1 月 2015年 6 月 2017年 4 月 2017年 4 月 2018年 9 月 2018年 9 月	当社入社 当社人社 当社中京西運営部長 当社中京第2運業部長 当社中中京第8と 当社管理社がラントサポート)取締役は受ける。 第2を対がませんでは、現株式会社ががません。 第2を対がませんが、現ののでは、現代では、のでは、のででは、現代では、のででは、現代では、のででは、現代では、のででは、現代では、のででは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現のでは、現の	(注) 2	600株

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数
取締役	遠藤良治	1948年 3 月21日生	1971年 4 月 1991年 9 月 1996年 8 月 2002年 3 月 2008年 3 月 2008年 5 月 2013年 9 月 2014年 5 月 2015年 6 月 2016年 8 月	株式会社西武百貨店人社 同社関連事業部付部長 株式会社ロフト取締役 同社取締役常務執行役員 同社代表取締役常務執行役員 同社代表取締役社長執行役員社長 同社顧問 株式会社サッポロドラッグスト アー社外取締役 当社取締役に就任(現任) サッドラホールディングス株式会 社社外取締役に就任 サッドラホールディングス株式会 社社外取締役監査等委員に就任 (現任)	(注) 2	-
取締役	川瀬千賀子	1955年 5 月23日生	1977年 4 月 1983年 4 月 1985年10月 1987年 8 月 1997年 6 月 2010年 7 月 2018年 6 月	株式会社すかいらーく人事部 採用担当社内報制作担当 同社商品開発部 メニュー告知媒体制作担当 商品開発担当 ダイヤル・サービス株式会社 生活科学研究所研究員 株式会社ラノップ セールスプロモーション企画制作プロデューサーに就任 株式会社川瀬電気工業所 監査役に就任 同社代表取締役会長に就任(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注) 2	-
取締役 常勤監査等委員	古川賢一郎	1951年 4 月14日生	1975年 4 月 1999年 6 月 2002年 7 月 2004年 3 月 2017年 6 月 2020年 4 月	株式会社中央相互銀行(現株式会社要知銀行)入行 同行知多支店支店長 同行犬山支店支店長 同行監査役室調査役 当社顧問に就任 当社取締役常勤監査等委員に就任 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日		略歴 任期		所有株式数
取締役監査等委員		1972年8月2日生	1996年 4 月 2002年10月 2012年 7 月 2015年 6 月 2017年 3 月 2018年 3 月 2019年 6 月	野村證券株式会社入社 弁護士登録 濱田松本法律事務所入所 (現 森・濱田松本法律事務所) 弁護士法人漆間総合法律事務所 開設(現任) 当社監査役に就任 株式会社MTG取締役監査等委員に就任 株式会社中外監査役に就任(現任) 当社取締役監査等委員に就任(現任)	(注) 3	
			2019年8月2020年12月2021年4月	東海ソフト株式会社取締役監査等 委員に就任(現任) 正信法律事務所 所長に就任 (現任) 三和油化工業株式会社取締役監査 等委員に就任(現任)		
取締役監査等委員	村上貴子	1966年1月6日生	1991年9月 1996年4月 2003年12月 2018年6月 2019年6月	監査法人伊東会計事務所入所 公認会計士登録 公認会計士村上貴子事務所所長に 就任(現任) 当社監査役に就任 当社取締役監査等委員に就任(現任)	(注)3	-
計					72,100株	

- (注) 1 取締役遠藤良治氏、川瀬千賀子氏、古川賢一郎氏、神谷俊一氏、村上貴子氏は社外取締役であります。
 - 2 2021年6月24日選任後、1年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までであります。
 - 3 2021年6月24日選任後、2年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までであります。

社外取締役の状況

当社の社外取締役5名を独立役員に指定しております。

社外取締役遠藤良治氏は、株式会社ロフトの元代表取締役社長であり、現在はサツドラホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員でもあります。当社は両会社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。

社外取締役川瀬千賀子氏は株式会社川瀬電気工業所の代表取締役会長であります。当社は同社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。

常勤監査等委員である社外取締役古川賢一郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役神谷俊一氏は、正信法律事務所所長を務めております。株式会社中外の監査役であり、東海ソフト株式会社の取締役監査等委員ならびに三和油化工業株式会社の取締役監査等委員であります。 当社は両会社との間に人的関係、資本的関係、取引関係等の特別な利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役村上貴子氏は、公認会計士村上貴子事務所所長を務めております。同所と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である遠藤良治氏の選任理由につきましては、長年にわたる流通業界の経営者としての幅広い見識 と経験を当社の経営全般に反映していただくため社外取締役として選任しております。

社外取締役の川瀬千賀子氏の選任理由につきましては、長年にわたるサービス業界での経験や監査役、経営者としての幅広い見識と知見を当社経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の選任理由につきましては、監査等委員会設置会社として一層の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するとともに、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等のチェック機能を担っていただくことを期待し選任しております。

当社が考える社外取締役の機能は、経営の透明性の向上及び客観性の確保を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることにあり、社外取締役が、円滑に経営に対する監督と監視を実行できるよう品質・内部統制管理室及び会計監査人との連携のもと、必要な都度、必要な資料提供や事情説明を行う体制をとっております。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確には定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が規定している独立役員の判断基準を参考にし、一般株主と利益相反が

生じるおそれがないように努めております。

社外取締役(監査等委員である者を含む。)による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査および会計監査 との相互連携並びに内部統制部門との関係について

社外取締役は取締役会等において内部監査及び監査等委員会監査結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況を含むリスク管理状況などについて報告を受け得ており、これらの情報を活かし、取締役会において経営の監督を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会監査は、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)3名で構成される監査等委員会により、監査方針及び監査計画に基づき実施しております。

なお、当社は2019年6月27日に開催された第49期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当事業年度において当社は監査等委員会を9回開催しており、監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
古川 賢一郎	9 回	9 回
神谷 俊一	9 回	9 回
村上 貴子	9 回	9 回

当社の監査等委員会は、必要に応じて随時、代表取締役と会合を持ち意見を交換しており、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見を交換しております。また監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に必要に応じて会計監査人に意見を求めることができ、さらに監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、外部の専門家を任用するための費用を会社に求めることができます。加えて品質・内部統制管理室とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて品質・内部統制管理室に調査を求めることができます。

監査等委員である取締役村上貴子氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を 有しております。

内部監査の状況

代表取締役社長直轄の品質・内部統制管理室は4名で構成され、監査計画書に基づき業務全般に関して法令、 社内規程に照らしリスクマネジメントコントロールの評価・改善を行っております。

品質・内部統制管理室及び監査等委員は会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な 監査を実施するよう努めております。

会計監査の状況

a.監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

32年間

c.業務を執行した公認会計士

指定有限責任 業務執行社員 鈴木 賢次

指定有限責任 業務執行社員 川口 真樹

なお、第1四半期の四半期レビューまでは鈴木賢次氏及び澤田吉孝氏が業務を執行し、その後、澤田吉孝氏から川口真樹氏に交代しております。

d.監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名 その他14名

e.監査法人の選定方針と理由

監査法人の再任手続に際しては、監査等委員会が定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に照らして、該当する事実の有無につき、担当部署や監査法人に対して確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断をしております。当該決定方針は、以下のとおりです。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。

f.監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会として、監査法人の再任手続きの過程で、監査法人からの品質管理体制等に対する概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、それらを踏まえていずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

g.監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬の内容

E ()	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	
提出会社	27,000	-	27,000	-	
連結子会社	-	-	-	-	
計	27,000	-	27,000	-	

- b.監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

d.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模から、監査日数、監査人員等を勘案し、監査法人との協議を経て、監査等委員会の同意の上決定しております。

e.監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、上記記載の監査報酬の決定方針に照らし、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法 第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法等

当社は役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針について役員規程を定めており、以下のような方針、方法によって決定しております。役員に対する報酬は、基本報酬と賞与により構成されており、退職慰労金については、2007年4月19日をもって制度を廃止しております。また、2016年には下記のとおり業績連動報酬制度を導入しております。

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会が代表取締役会長、代表取締役社長の報酬を決定し、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬基準等を検討します。この指名・報酬諮問委員会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の基準や報酬の構成、会社業績、職責、成果、監査等委員である取締役が受ける報酬基準の目安等に関する規定内容を諮問し、取締役会に意見として提案する仕組みになっております。

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、以下のとおりです。

(ア)固定報酬

指名・報酬諮問委員会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬を規程に定める 賃金テーブルに基づき検討し、取締役会に答申します。

最終的には、取締役会、または代表取締役会長および社長の協議により決定されます。

(イ)業績連動報酬

業績連動報酬については、現金報酬および株式報酬を支給します。

なお、現金報酬につきましては、当期純利益が事業計画を上回った場合に、取締役会の承認を得たうえで取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に対して、その一定部分を原資として支給されることがあります。取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)の個人別の報酬の算定方法につきましては上記の固定報酬の額のものに準ずることとします。

(ウ) 非金銭報酬

当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。) への株式報酬制度は、2016年8月16日より、当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)への報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という)を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等への株式報酬制度は、役位および事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合につき、報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬等の額(58~100%)、業績連動報酬等の額(0~42%)、非金銭報酬等の額(4~23%)となるように決定する方針であります。

また、決定方針は、取締役会が決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額2億5,000万円以内(うち、社外取締役年額5,000万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第46期定時株主総会の決議において、当社の取締役、執行役員及び当社子会社の取締役(社外取締役を除くものとし、子会社の取締役のうち当社の使用人を兼務するものを除きます。)の業績連動報酬として導入を承認された株式給付信託(BBT)(以下、「本制度」といいます。)につきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会の決議において報酬枠の取り直しを実施し、受益者要件を満たす取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)を受益者とする信託を存続することについてご承認戴いております。本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに本制度へ追加拠出する金額の上限を2億4,000万円(うち取締役分として1億4,400万円)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

さらに、2021年6月24日開催の第51期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律が2021年3月1

に施行されたことに伴い、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に付与する上限株式数(ポイント数)の再設定についてご承認いただいております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、代表取締役の報酬は指名・報酬諮問委員会が規程に定められた賃金テーブルを基に決定しております。指名・報酬諮問委員会は取締役会の決議によって選定された取締役(監査等委員である取締役を含む。)で構成され、委員長は、その構成員の中から選定するものとし、指名・報酬諮問委員会の決議により決定するものとします。更には3名以上で構成し、その過半数が社外役員で構成されます。

委任を受けた者の氏名

委員長 取締役執行役員 鷲津年春 社外取締役 遠藤良治 社外取締役監査等委員 神谷俊一

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長および社長が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、代表取締役会長および社長は、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬を協議の上決定します。

委任を受けた者の氏名

代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) 鎌田敏行 代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 伊藤修二

これらの権限を委任した理由は規程に定められた賃金テーブルを基に協議される指名・報酬諮問委員会の審議 によって報酬の透明性と合理性が十分に保たれているからです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえて協議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役および執行役員への株式報酬の算定方法

当社の取締役および執行役員(以下、「取締役等」という。)への株式報酬制度は、役位および事業年度毎の業績に応じポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定します。

その詳細は以下のとおりです。

(1) 対象者

当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員を対象とします。

(2) 株式報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭(以下、「当社株式等」という。)とします。

- (3) 株式報酬の支給額等の算定方法
 - (ア) 付与ポイントの決定方法
 - i. ポイント付与の時期
 - A.2016年6月29日開催の第46期定時株主総会の決議および、2021年6月24日開催の第49期定時株主総会の決議で許容される範囲において、取締役は前年7月から当年6月までの在任期間における職務執行の対価として、執行役員は前年4月から当年3月までの在任期間における職務執行の対価として、毎年7月末日にポイントを付与します。
 - B. Aのほか、取締役等が退任するとき(自己都合による退任、死亡による退任を除く。)は、当該退任 日以降最初に到来する7月末日(退任日が7月末日の場合は当該退任日)に在任月数に応じたポイント を付与します。
 - ii. ポイントの算式

ポイント合計 = 役位別ポイント + 業績ポイント

業績ポイント = 業績ポイントの総額×(役位毎の単年度月額報酬ポイント

÷全取締役等の単年度月額報酬ポイントの総和)÷平均取得株価

(小数点第3位を切り捨て)

業績ポイントの総額 = (税引後当期純利益 - 税引後当期純利益予算)

×15%×売上予算達成率(小数点第3位を切り捨て)

1 役位毎の役位別ポイントおよび単年度月額報酬ポイントは以下の通りとします。

役位	人数	役位別 ポイント数	単年度月額報酬 ポイント数
会長	1名	982.70	2,712.26
社長	1名	746.85	2,061.32
取締役副社長執行役員	1名	589.62	1,584.90
取締役	2名	727.19	1,919.80
執行役員	4名	1,238.19	2,476.41

- 2 平均取得株価は、1,272円とします。
- 3 2021年度における税引後当期純利益予算は1億円、売上予算は245億円とします。
- 4 税引後当期純利益は連結損益計算書に記載の当期純利益の金額とします。
- 5 売上予算達成率は連結損益計算書に記載の売上高の金額の、売上予算の金額に対する比率とし、 100%を超える場合は、100%として計算します。
- 6 業績ポイントの総額が50百万円を超える場合、50百万円とします。

(イ) 付与するポイント数

- i. 在任期間におけるポイントは、取締役は前年7月1日時点における役位、執行役員は前年4月1日時点における役位に応じて付与することとし、期中における昇任・降任等におけるポイント付与は、月次按分により行います。
- ii. 退任時におけるポイントは、退任日以降最初に到来する7月末日(退任日が7月末日の場合は当該7月末日。)に付与するものとします。
- iii. 自己都合および死亡による退任の場合は、当該事業年度に係るポイントを付与いたしません。

(ウ) 支給する当社株式等

i. 取締役等が自己都合以外の事由で退任する場合

A.株式

次の算式により「1ポイント=1株」として算出される株式数とします。

(算式)

株式数 = 権利確定日までに累計されたポイント数(以下、「保有ポイント数」といいます。) × 80% (100株未満の数は切り捨て。)

権利確定日は、退任日以降最初に到来する7月末日

(退任日が7月末日の場合は当該7月末日。)

B . 金銭

次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

金銭額 = $\{(R有ポイント数 \times 20\%) + (R有ポイント数 \times 80\% \times - A \cdot で給付された株式数に相当するポイント数) \} × 退任日時点における本株式の時価$

ii. 取締役等が自己都合で退任する場合

「1ポイント」=「1株」として次の算式により算出される株式を給付します。

(算式)

株式数 = 保有ポイント数×100%

iii. 取締役等が死亡した場合

取締役等が死亡した場合であって、当該受給予定者の遺族が取締役会で決定した役員株式給付規程で 定める要件を満たした場合に、遺族に対しすべて金銭で支払うこととします。

遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭額とします。

(算式)

遺族給付の額 = 死亡した取締役等の保有ポイント数×死亡日時点における本株式の時価

本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

iv. 役位別の上限となる株式数

単年度あたりの役位別の上限となる株式数(役位別ポイントおよび業績ポイントの合計数に相当する株式数)は以下のとおりです。

役位	人数	上限
会長	1名	10,888.36株
社長	1名	8,278.30株
取締役副社長執行役員	1名	6,375.78株
取締役	2名	7,739.77株
執行役員	4名	10,279.07株

上記上限となる株式数には、退任時に換価して金銭で給付する株式数を含んでおります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

			対象となる			
役員区分	報酬等の総額 (千円)	固定報酬	賞与		銭報酬等 式報酬)	役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	(固定部分)	(業績連動部分)	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く。)	84,238	80,616	-	3,622	-	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	17,820	17,820	-	-	-	5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

当連結会計年度の連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社の投資株式は、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的に加えて当社の企業価値または業績向上を目的とする投資株式があります。いわゆる政策保有のみを目的とした株式は原則として保有いたしません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社における政策保有株式の縮減の方針については、毎年、取締役会において成長性、収益性、取引関係強化等を考慮して、当社グループの利益と保有意義、経済合理性を総合的に判断し投資の可否を決定してまいります。

個別銘柄の保有の適否については、毎年、取締役会にて保有目的が適切か、保有に伴う便宜や資本コストに 見合っているかなどを具体的に精査し、資本効率向上等の観点から保有総数を削減していく方針としており、 市場への影響等を総合的に考慮のうえ、適宜売却することといたします。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	19,500
非上場株式以外の株式	11	472,810

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	111,026

c . 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

	当事業年度	前事業年度		
△ #+∓	株式数(株)	株式数(株)	 保有目的、定量的な保有効果	当社の株
銘柄	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	及び株式数が増加した理由	式の保有の有無
	(千円)	(千円)		D'AM
(株)愛知銀行	51,938	51,937	取引金融機関として安定的な関係を維持継続する	有
	156,854	164,901	ため	F
株)三菱UFJフィ	220	220	 取引金融機関として安定的な関係を維持継続する	4777
ナンシャル・グ ループ	130	88	ため	無
(株)大垣共立銀行	22,600	22,600	取引金融機関として安定的な関係を維持継続する	有
(例)人坦共立或1]	50,330	49,155	ため	Ħ
島越製粉(株)	120,000	120,000	 安定的な取引関係を維持継続するため	有
	100,440	104,280	父だいる状力は原でに行うに対するだめ	В
理研ビタミン㈱	26,200	13,100	安定的な取引関係を維持継続するため	有
生がピノヘン(が	35,763	28,702	株式分割による株式の増加	P P
昭和産業(株)	20,600	20,600	 安定的な取引関係を維持継続するため	有
-山川上来(///	63,963	66,126	XXCIIION CINEIUMENIO O ICOV	- F
徳倉建設(株)	-	37,700	前事業年度は取引関係構築のため保有していた	有
	-	109,141	が、当事業年度に全株式を売却	
(株)名古屋銀行	2,900	2,900	取引金融機関として安定的な関係を維持継続する	有
(11) [[[[]]]]	9,135	7,580	ため	
(株)ニチレイ	8,000	8,000	 安定的な取引関係を維持継続するため	有
	22,792	24,440	SACES OF INSTITUTE CIMES SINCE IN OUR STOCKS	
㈱ミツウロコグ ル ー プ ホ ー ル	15,000	15,000	 安定的な取引関係を維持継続するため	有
ディングス	20,355	17,040	ングについるユンコード いっぱい こうかい さんしょう ひっしょう	I.
第一生命ホール	4,800	4,800	 安定的な取引関係を維持継続するため	有
ディングス(株)	9,129	6,218	女体的な私が 美術を維持整続するため	泪
日清オイリオグ	1,200	1,200	 安定的な取引関係を維持継続するため	有
ループ(株)	3,918	4,380	文元 1747 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1	用

⁽注)定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

	当	事業年度	前事業年度		
区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	
非上場株式	1	25,300	1	25,300	
非上場株式以外の株式	1	7,995	1	6,180	

	当事業年度				
区分	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)		
非上場株式	•	-	-		
非上場株式以外の株式	375	-	1,205		

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
 - (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するほか、各種セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

	(単位:千円)
前連結会計年度	当連結会計年度
(2020年3月31日)	(2021年 3 月31日)

	則理結会計平度 (2020年3月31日)	当建紀云計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,485,255	7,882,563
受取手形及び売掛金	344,436	487,896
商品及び製品	107,273	112,210
原材料及び貯蔵品	487,717	328,611
その他	655,698	541,339
貸倒引当金	809	809
	6,079,570	9,351,812
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,861,349	13,664,862
減価償却累計額及び減損損失累計額	11,597,107	11,753,701
 建物及び構築物(純額)	2,264,241	1,911,161
機械装置及び運搬具 機械装置及び運搬具	3,161,455	3,264,045
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,768,232	2,864,235
機械装置及び運搬具(純額)	393,223	399,810
工具、器具及び備品 工具、器具及び備品	1,040,697	993,453
減価償却累計額及び減損損失累計額	924,689	929,459
工具、器具及び備品(純額)	116,007	63,994
リース資産	336,282	339,957
減価償却累計額及び減損損失累計額	299,348	321,846
リース資産(純額)	36,933	18,111
土地	6,535,205	6,442,133
建設仮勘定	108,347	4,420
有形固定資産合計	9,453,959	8,839,630
無形固定資産		
のれん	402,634	301,975
その他	160,532	116,798
無形固定資産合計	563,166	418,774
投資その他の資産		
投資有価証券	637,569	530,274
長期貸付金	112,943	90,677
差入保証金	1,543,496	1,466,345
繰延税金資産	19,120	40,562
その他	160,362	157,494
投資その他の資産合計	2,473,491	2,285,353
固定資産合計	12,490,618	11,543,759
資産合計	18,570,189	20,895,571

	結会計年度 0年3月31日) 581,686 - 487,932 1,779,337 58,754	当連結会計年度 (2021年 3 月31日) 502,096 500,000 912,322 1,474,797
流動負債 支払手形及び買掛金 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金 未払金 未払法人税等 賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	- 487,932 1,779,337	500,000 912,322
支払手形及び買掛金 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金 未払金 未払法人税等 賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	- 487,932 1,779,337	500,000 912,322
短期借入金 1年内返済予定の長期借入金 未払金 未払法人税等 賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	- 487,932 1,779,337	500,000 912,322
1年内返済予定の長期借入金 未払金 未払法人税等 賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	1,779,337	912,322
未払金 未払法人税等 賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	1,779,337	•
未払法人税等 賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計		1 474 707
賞与引当金 店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	58,754	1,414,191
店舗閉鎖損失引当金 その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計		66,272
その他 流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	135,893	201,622
流動負債合計 固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	19,225	4,940
固定負債 長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	381,274	463,212
長期借入金 長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	3,444,104	4,125,263
長期未払金 株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計		
株式給付引当金 退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	1,789,298	4,511,824
退職給付に係る負債 資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	199,386	190,319
資産除去債務 長期預り保証金 その他 固定負債合計	23,235	23,136
長期預り保証金 その他 固定負債合計	2,677	4,278
その他 固定負債合計	464,589	531,439
固定負債合計	83,662	75,956
	36,333	37,477
負債合計	2,599,181	5,374,431
	6,043,285	9,499,695
株主資本		
資本金	7,178,109	7,873,917
資本剰余金	4,280,379	4,976,188
利益剰余金	1,184,507	1,294,184
自己株式	183,395	184,296
	12,459,599	11,371,625
その他有価証券評価差額金	63,206	15,969
為替換算調整勘定	10,030	1,960
	53,176	14,008
新株予約権	-	9,550
非支配株主持分	14,127	691
	12,526,904	11,395,875
	12,020,001	20,895,571

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日	当連結会計年度 (自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
売上高	1 26,437,378	1 20,344,856
売上原価	8,239,468	6,458,861
売上総利益	18,197,910	13,885,995
販売費及び一般管理費合計	2 18,142,695	2 15,575,618
営業利益又は営業損失()	55,215	1,689,623
営業外収益		
受取利息	2,058	1,261
受取配当金	18,056	17,006
為替差益	19,257	
受取保険金	4,053	8,329
助成金収入	-	46,403
維収入	20,156	24,073
営業外収益合計	63,583	97,073
営業外費用		,
支払利息	3,457	14,179
株式交付費		1,992
為替差損	<u>-</u>	14,758
貸倒損失	46,042	-
維損失	8,667	2,344
営業外費用合計	58,167	33,274
経常利益又は経常損失()	60,631	1,625,823
特別利益		.,020,020
事業譲渡益	80,000	
保険解約益	14,000	8,000
投資有価証券売却益	25,300	69,556
その他	242	892
特別利益合計	119,542	78,449
特別損失		70,110
固定資産除却損	з 6,231	3 2,653
減損損失	4 1,278,991	4 817,094
店舗臨時休業による損失	- 1,270,001	38,420
その他	1,352	12,253
特別損失合計		
*V A *F-10+6 1/ 1/ 40/4-10 //	1,286,575 1,106,402	870,422 2,417,797
祝金等調整前当期純損矢() 法人税、住民税及び事業税		77,540
法人税等還付税額	80,308 9,698	77,540
	9,698	2.076
法人税等調整額		2,976
法人税等合計	274,842	80,517
当期純損失()	1,381,245	2,498,315
非支配株主に帰属する当期純損失()	15,269	19,623
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,365,975	2,478,691

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失()	1,381,245	2,498,315
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30,958	47,237
為替換算調整勘定	17,831	7,605
その他の包括利益合計	1 48,790	1 39,632
包括利益	1,430,035	2,537,947
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,414,551	2,517,859
非支配株主に係る包括利益	15,484	20,087

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,178,109	4,280,379	2,682,907	186,413	13,954,982
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当			132,425		132,425
親会社株主に帰属する 当期純損失()			1,365,975		1,365,975
自己株式の取得				162	162
自己株式の処分				3,180	3,180
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1	ı	1,498,400	3,017	1,495,382
当期末残高	7,178,109	4,280,379	1,184,507	183,395	12,459,599

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主持分 	純資産合計
当期首残高	94,165	7,587	101,752	-	670	14,057,405
当期变動額						
新株の発行						-
剰余金の配当						132,425
親会社株主に帰属する 当期純損失()						1,365,975
自己株式の取得						162
自己株式の処分						3,180
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	30,958	17,617	48,576	-	13,456	35,119
当期変動額合計	30,958	17,617	48,576	1	13,456	1,530,501
当期末残高	63,206	10,030	53,176	-	14,127	12,526,904

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	7,178,109	4,280,379	1,184,507	183,395	12,459,599	
当期変動額						
新株の発行	695,808	695,808			1,391,617	
剰余金の配当					-	
親会社株主に帰属する 当期純損失()			2,478,691		2,478,691	
自己株式の取得				900	900	
自己株式の処分					-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	695,808	695,808	2,478,691	900	1,087,974	
当期末残高	7,873,917	4,976,188	1,294,184	184,296	11,371,625	

	そ(の他の包括利益累計			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権		
当期首残高	63,206	10,030	53,176	1	14,127	12,526,904
当期变動額						
新株の発行						1,391,617
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						2,478,691
自己株式の取得						900
自己株式の処分						-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,237	8,069	39,168	9,550	13,436	43,054
当期変動額合計	47,237	8,069	39,168	9,550	13,436	1,131,028
当期末残高	15,969	1,960	14,008	9,550	691	11,395,875

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(単位:千円) 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	至 2020年 3 月 31日)	王 2021年3月31日)
税金等調整前当期純損失()	1,106,402	2,417,797
減価償却費	588,886	503,260
減損損失	1,278,991	817,094
のれん償却額	100,658	100,658
貸倒損失	46,042	-
為替差損益(は益)	19,257	14,758
事業譲渡損益(は益)	80,000	-
投資有価証券売却損益(は益)	25,300	69,556
賞与引当金の増減額(は減少)	62,557	65,728
株式給付引当金の増減額(は減少)	45	98
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,271	1,601
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	4,542	14,284
受取利息及び受取配当金	20,115	18,267
助成金収入	-	46,403
支払利息	3,457	14,179
株式交付費	-	1,992
固定資産除却損	6,231	2,653
店舗臨時休業による損失	-	38,420
保険解約益	14,000	8,000
売上債権の増減額(は増加)	8,081	143,460
たな卸資産の増減額(は増加)	204,557	154,168
仕入債務の増減額(は減少)	117,030	79,589
未払金の増減額(は減少)	139,325	93,250
その他	55,113	49,530
小計	288,613	1,126,66
利息及び配当金の受取額	18,602	17,72
利息の支払額	3,667	14,28
保険金の受取額	14,000	8,000
助成金の受取額	-	46,403
店舗臨時休業に伴う支払額		38,420
法人税等の支払額	94,836	93,476
法人税等の還付額	-	41,752
営業活動によるキャッシュ・フロー	222,711	1,158,962
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,100,00
有形固定資産の取得による支出	1,395,528	657,908
有形固定資産の売却による収入	676	-
投資有価証券の取得による支出	3	_
投資有価証券の売却による収入	52,647	111,026
貸付けによる支出	46,676	-
差入保証金の差入による支出	23,473	58,152
差入保証金の巨収による収入	259,428	131,789
事業譲渡による収入	80,000	
その他	1,675	7,620
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,071,253	465,624

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(単位:千円) 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	500,000
長期借入れによる収入	1,028,201	4,060,000
長期借入金の返済による支出	391,707	909,636
自己株式の取得による支出	162	900
配当金の支払額	131,987	200
非支配株主からの払込みによる収入	16,866	-
リース債務の返済による支出	33,750	26,430
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	1,384,888
新株予約権の発行による収入	-	14,288
自己株式の売却による収入	3,180	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	490,641	5,022,009
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,683	114
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	348,217	3,397,308
現金及び現金同等物の期首残高	4,833,473	4,485,255
現金及び現金同等物の期末残高 	1 4,485,255	1 7,882,563

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

サガミレストランツ株式会社

味の民芸フードサービス株式会社

株式会社サガミマネジメントサポート

株式会社サガミフード

サガミインターナショナル株式会社

SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.

BANGKOK SAGAMI CO., LTD.

NADEERA GLOBAL CO., LTD.

VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY

SAGAMI ITALIA S.R.L.

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち「SINGAPORE SAGAMI PTE.LTD.」「BANGKOK SAGAMI CO.,LTD.」「NADEERA GLOBAL CO.,LTD.」「VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY」「SAGAMI ITALIA S.R.L.」の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2009年1月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

當与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

株式給付引当金

役員等株式給付規程に基づく、当社グループの取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連 結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から 3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資としております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却しております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理

株式交付費は、発生時に全額費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に 基づき計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産 8,839,630千円 減損損失 817,094千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、原則として店舗別にグルーピングを行っており、各店舗の営業損益が過去又は翌期見込みも含め2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合並びに店舗の閉鎖を意思決定した場合等に減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候があると認められる場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額(使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

各店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、各店舗の将来の営業年数予測及び過去の客単価や来店客数等の実績に基づき新型コロナウイルスの影響が翌連結会計年度まで残るとの収束時期の仮定を踏まえた売上高や営業利益で推移するなどの複数の主要な仮定に基づいておりますが、これらの主要な仮定及びそれに基づく見積りは、今後の事業計画や市場環境の変化により、翌連結会計年度以降の減損損失の発生に大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴います。なお、新規出店店舗の減損の兆候を把握する際は、出店後一定の猶予期間を設定しております。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 40,562千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、繰延税金資産の認識について、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記 事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度 に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、店舗の営業時間短縮や臨時休業を実施したことにより支給した休業手当等について、雇用調整助成金等の特例措置の適用を受け、2021年3月31日までに入金のあった支給額133,205千円を販売費及び一般管理費の給与及び賞与から控除しております。

店舗臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、店舗の臨時休業を行いました。店舗の臨時休業中に発生した固定費(地代家賃等)を店舗臨時休業による損失として、特別損失に計上しております。

(連結損益計算書関係)

1 (前連結会計年度)

売上高のうちに味の民芸及び水山フランチャイズ契約に基づく売上歩合収入等(成約金収入及び臨時店長派遣料収入を含む)13,464千円、どんどん庵フランチャイズ契約に基づく売上歩合収入等(成約金収入及び臨時店長派遣料収入を含む)254,499千円が含まれております。

(当連結会計年度)

売上高のうちに味の民芸及び水山フランチャイズ契約に基づく売上歩合収入等(成約金収入及び臨時店長派遣料収入を含む)8,544千円、どんどん庵フランチャイズ契約に基づく売上歩合収入等(成約金収入及び臨時店長派遣料収入を含む)237,774千円が含まれております。

2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
給料及び賞与	9,480,658千円	7,481,187千円
賞与引当金繰入額	135,317千円	197,514千円
退職給付費用	115,532千円	115,550千円
株式給付引当金繰入額	3,856千円	98千円
賃借料	2,540,249千円	2,322,601千円
水道光熱費	1,221,871千円	924,830千円
店舗閉鎖損失	20,083千円	52,732千円

3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	4,753千円	1,086千円
機械装置及び運搬具	1,469千円	873千円
工具、器具及び備品	8千円	694千円
計	6,231千円	2,653千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは収益の改善計画及び店舗の閉鎖計画を勘案し、バランスシートの健全化を図るため、当連結会計 年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社グループは減損損失を把握するにあたっては、原則として店舗別にグルーピングを実施し、当連結会計年度 において減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めない店舗について零として評価しており、正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の売却や転用が困難な資産については売却価額を零として評価しております。

減損損失の対象となった資産は以下のとおりであります。

用途	店舗 「和食麺処サガミ」「味の民芸」他
種類	建物及び構築物、機械装置、器具及び備品、土地、その他
場所	「和食麺処サガミ」豊川牛久保店、「和食麺処サガミ」豊橋柱店、「和食麺処サガ ミ」岐阜北一色店、「味の民芸」アクロスプラザ東久留米店他

減損損失の内訳は、建物及び構築物821,626千円、機械装置105,640千円、器具及び備品26,217千円、土地290,789千円、その他34,717千円、合計1,278,991千円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは収益の改善計画及び店舗の閉鎖計画を勘案し、バランスシートの健全化を図るため、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社グループは減損損失を把握するにあたっては、原則として店舗別にグルーピングを実施し、当連結会計年度において減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めない店舗について零として評価しており、正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の売却や転用が困難な資産については売却価額を零として評価しております。

減損損失の対象となった資産は以下のとおりであります。

用途	店舗 「和食麺処サガミ」「味の民芸」他
種類	建物及び構築物、機械装置、器具及び備品、土地、その他
場所	「和食麺処サガミ」東川口店、「和食麺処サガミ」金沢松村店、「製麺大学」日進店、「ぶぶか」新宿紀伊国屋店他

減損損失の内訳は、建物及び構築物576,944千円、機械装置75,105千円、器具及び備品25,413千円、土地93,072 千円、その他46,559千円、合計817,094千円であります。

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	3,428千円	3,596千円
組替調整額	25,300千円	69,556千円
税効果調整前	28,728千円	65,959千円
税効果額	2,230千円	18,722千円
その他有価証券評価差額金	30,958千円	47,237千円
為替換算調整勘定:		
当期発生額	17,831千円	7,605千円
税効果調整前	17,831千円	7,605千円
為替換算調整勘定	17,831千円	7,605千円
その他の包括利益合計	48,790千円	39,632千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,501,784	-	-	26,501,784

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	149,922	119	2,500	147,541

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には信託が保有する自社の株式がそれぞれ、 133,200株、130,700株含まれております。

2. (変動事由の概要)

増減の内訳は以下のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 株式給付信託(BBT)の交付による減少

119株 2,500株

3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	132,425	5.00	2019年3月31日	2019年 6 月28日

⁽注)2019年6月27日開催の定時株主総会の決議による配当の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口) が保有する当社株式に対する配当金666千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,501,784	1,260,000	-	27,761,784

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

行使価額修正条項付新株予約権の権利行使による増加 1,260,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
普通株式(株)	147,541	714	-	148,255	

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には信託が保有する自社の株式がそれぞれ、 130,700株含まれております。

2. (変動事由の概要)

増減の内訳は以下のとおりであります。 単元未満株式の買取りによる増加 株式給付信託(BBT)の交付による減少

714株 0株

3 新株予約権等に関する事項

A 41 5	1.45	目的となる		目的となる	株式の数(株)		当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (千円)
提出会社	第2回行使価額修正 条項付新株予約権 (2020年12月8日発 行)	普通株式	3,800,000		1,260,000	2,540,000	9,550

(変動事由の概要)

第2回行使価額修正条項付新株予約権の権利行使による減少 1,260,000株

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	4,485,255千円	7,882,563千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- 千円	- 千円
 現金及び現金同等物	4,485,255千円	7,882,563千円

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
 - ・有形固定資産

主として、本社における会計管理用コンピュータ及び店舗におけるPOSレジ設備(工具、器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主として、本社における会計管理用ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年1月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)				
	取得価額相当額	期末残高相当額			
建物及び構築物	311,936	276,127	20,050	15,758	
合計	311,936	276,127	20,050	15,758	

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。

(単位:千円)

	当連結会計年度 (2021年 3 月31日)			
	取得価額相当額	減価償却 累計額相当額	減損損失 累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	311,936	288,847	20,050	3,038
合計	311,936	288,847	20,050	3,038

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額等

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (2021年 3 月31日)
1年以内	15,589	3,724
1 年超	3,724	1
合計	19,313	3,724
リース資産減損勘定残高	3,554	685

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払リース料	15,589	15,589
リース資産減損勘定の 取崩額	2,869	2,869
減価償却費相当額	12,720	12,720

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (2021年 3 月31日)
1 年以内	358,733	299,011
1 年超	2,742,639	2,137,022
合計	3,101,372	2,436,033

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、経理規程等に従い、適切な期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式であり、業務上の関係を有する取引先の企業であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格、為替、金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

差入保証金は、主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い、適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、管理部が個別に定期的なモニタリングを行うなどしてリスク軽減に努めております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,485,255	4,485,255	-
(2) 受取手形及び売掛金	344,436	344,436	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	588,235	588,235	-
(4) 差入保証金	1,543,496	1,543,516	20
資産計	6,961,423	6,961,443	20
(1) 支払手形及び買掛金	581,686	581,686	-
(2) 未払金	1,779,337	1,779,337	-
(3) 長期借入金	2,277,230	2,277,554	324
負債計	4,638,253	4,638,578	324

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,882,563	7,882,563	-
(2) 受取手形及び売掛金	487,896	487,896	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	480,805	480,805	-
(4) 差入保証金	1,466,345	1,463,407	2,937
資産計	10,317,610	10,314,673	2,937
(1) 支払手形及び買掛金	502,096	502,096	-
(2) 短期借入金	500,000	500,000	-
(3) 未払金	1,474,797	1,474,797	-
(4) 長期借入金	5,424,146	5,426,522	2,375
負債計	7,901,041	7,903,416	2,375

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 差入保証金

これらは出店に伴う差入保証金であり、時価は将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは主に短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引い て算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	2020年 3 月31日	2021年 3 月31日
非上場株式等	49,334	49,468

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を 把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。 前連結会計年度並びに当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行っておりません。 なお、当社の有価証券管理規程において、「有価証券の時価が著しく下落した場合、回復可能性がある場合 を除き、減損(減額)しなければならない。なお、減損処理の判断基準は下落率4割以上とする。」と規定 しております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,485,255	•	-	-
受取手形及び売掛金	344,436	-	-	-
差入保証金	311,236	779,031	378,723	74,505
合計	5,140,928	779,031	378,723	74,505

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,882,563	-	-	-
受取手形及び売掛金	487,896	-	-	-
差入保証金	300,052	721,740	366,069	78,481
合計	8,670,513	721,740	366,069	78,481

(注4) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	487,932	1,489,058	300,240	-
合計	487,932	1,489,058	300,240	-

⁽注) 連結決算日後、1年超5年以内における返済予定額は、連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-
長期借入金	912,322	3,942,056	569,768	-
合計	1,412,322	3,942,056	569,768	-

⁽注) 連結決算日後、1年超5年以内における返済予定額は、連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	331,625	172,228	159,397
その他	-	-	-
小計	331,625	172,228	159,397
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	256,609	309,336	52,727
その他	-	-	-
小計	256,609	309,336	52,727
計	588,235	481,564	106,670

⁽注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額44,800千円)、投資事業組合等(4,534千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	220,727	130,864	89,863
その他	-	-	-
小計	220,727	130,864	89,863
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	260,077	309,232	49,154
その他	-	-	-
小計	260,077	309,232	49,154
計	480,805	440,096	40,709

⁽注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額44,800千円)、投資事業組合等(4,668千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	売却額の合計額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
株式	52,647	25,300	-

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	売却額の合計額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
株式	111,026	69,556	-

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社1社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用しております。なお、国内連結子会社1社及び海外連結子会社1社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,405千円
退職給付費用	3,139千円
退職給付の支払額	1,867千円
退職給付に係る負債の期末残高	2,677千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び

退職給付に係る資産の調整表

非積立制度の退職給付債務	2,677千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,677千円
退職給付に係る負債	2,677千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,677千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

3,139千円

3 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社1社の確定拠出制度への要拠出額は114,970千円でありました。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社1社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用しております。なお、海外連結子会社1社は、退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	2,677千円
退職給付費用	4,234千円
退職給付の支払額	2,633千円
退職給付に係る負債の期末残高	4,278千円

EDINET提出書類 株式会社サガミホールディングス(E03178)

有価証券報告書

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立制度の退職給付債務	4,278千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	4,278千円
退職給付に係る負債	4,278千円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	4,278千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

4,234千円

3 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社1社の確定拠出制度への要拠出額は114,067千円でありました。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	43,514千円	63,111千円
未払事業税	15,408千円	9,739千円
借地権償却費	1,214千円	346千円
減価償却費	2,727千円	10,592千円
投資有価証券減損	141,346千円	131,534千円
株主優待券等未回収額	6,737千円	11,072千円
社会保険料会社負担分	5,750千円	12,232千円
退職給付に係る負債	819千円	1,309千円
長期未払金	66,739千円	65,150千円
株式給付引当金	7,109千円	7,079千円
減損損失	863,204千円	913,637千円
繰越欠損金(注)2	444,776千円	1,071,329千円
資産除去債務	143,011千円	166,719千円
その他	29,625千円	24,662千円
—— 繰延税金資産小計	1,771,986千円	2,488,517千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	444,776千円	1,071,329千円
将来減算一時差異等の合計に 係る評価性引当額	1,255,831千円	1,344,417千円
評価性引当額小計(注)1	1,700,607千円	2,415,746千円
—— 繰延税金資産合計	71,378千円	72,771千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	9,338千円	13,656千円
連結子会社土地評価差額	16,979千円	16,979千円
その他有価証券評価差額金	43,462千円	24,740千円
その他	2,397千円	2,448千円
 繰延税金負債合計	72,178千円	57,825千円
 繰延税金資産の純額	799千円	14,945千円

⁽注) 1 評価性引当額が715,138千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性 引当額によるものであります。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

刖连編云計中及(2020年 3 月 3 T D)					+)	<u>'W.TD</u>	
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	53,069	41,574	152,611	39,877	30,903	126,739	444,776
評価性引当額	53,069	41,574	152,611	39,877	30,903	126,739	444,776
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

⁽a) 税法上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	34,602	154,855	40,440	24,817	44,078	772,534	1,071,329
評価性引当額	34,602	154,855	40,440	24,817	44,078	772,534	1,071,329
繰延税金資産	-	1	-			-	1

⁽a) 税法上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度および当連結会計年度につきましては、税金等調整前当期純損失()を計上しているため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間または建物の耐用年数(主に20年)と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(主に2.137%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が固定資産取得時における見積り額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額25,162千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	522,294千円	464,589千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	34,078千円	80,729千円
時の経過による調整額	638千円	2,085千円
資産除去債務の履行による減少額	94,173千円	41,128千円
見積りの変更による増加額	1,752千円	25,162千円
期末残高	464,589千円	531,439千円

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、当社営業エリア内において、賃貸商業施設等(以下「賃貸等不動産」という)を所有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は40,035千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であり、減損損失はありません。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は38,341千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であり、減損損失は93,072千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	期首残高	939,764	936,908
連結貸借対照表計上額	期中増減額	2,855	95,668
	期末残高	936,908	841,240
期末時価		761,665	665,216

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少額は減価償却費(2,855千円)であります。当連結会計年度の減少額は減損損失(93,072千円)及び減価償却費(2,595千円)であります。
 - 3 期末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて 調整をおこなったものを含む)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループの報告セグメントは、「外食事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、外食事業の単一報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	474円79銭	412円32銭
1株当たり当期純損失金額()	51円83銭	93円41銭

- (注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 2 「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を 1株当たり当期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。 また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。 1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は147,773株であり、1株当 たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は148,255株であります。
 - 3 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,365,975	2,478,691
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	1,365,975	2,478,691
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,353	26,535
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	•	500,000	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	487,932	912,322	0.14	-
1年以内に返済予定のリース債務	26,001	8,133	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	1,789,298	4,511,824	0.13	2023年 8 月 1 日 から 2027年 7 月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	16,747	11,860	-	2021年11月27日 から 2026年 3 月30日
合計	2,319,979	5,944,141	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。 なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連 結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
 - 2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	923,347	1,140,633	672,300	1,205,776
リース債務	6,934	3,695	1,071	160

【資産除去債務明細表】

[「]資産除去債務関係」注記において記載しておりますので、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(千円)	3,694,206	9,504,910	15,475,016	20,344,856
税金等調整前四半期(当期)純損失()	(千円)	1,400,973	1,328,421	1,216,024	2,417,797
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失()	(千円)	1,415,621	1,392,972	1,258,529	2,478,691
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	53.71	52.85	47.73	93.41

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円)	53.71	0.85	5.09	45.08

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,893,239	5,066,523
前払費用	156,308	145,037
未収入金	1 1,162,605	1 1,522,336
その他	281,843	232,111
	3,493,996	6,966,008
有形固定資産		
建物	8,509,836	8,559,855
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,822,394	7,121,199
	1,687,442	1,438,655
	2,085,192	2,040,996
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,894,992	1,889,736
構築物(純額)	190,200	151,260
機械及び装置	2,605,507	2,710,897
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,282,172	2,361,564
	323,335	349,332
車両運搬具	9,357	14,870
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,993	9,893
 車両運搬具(純額)	364	4,977
 工具、器具及び備品	771,287	763,219
減価償却累計額及び減損損失累計額	684,542	704,936
 工具、器具及び備品(純額)	86,744	58,283
_ リース資産	329,491	332,439
減価償却累計額及び減損損失累計額	295,794	317,611
リース資産(純額)	33,696	14,827
	5,881,608	5,788,536
建設仮勘定	104,972	4,420
有形固定資産合計	8,308,365	7,810,293
無形固定資産		
借地権	63,650	62,477
ソフトウエア	72,011	38,193
電話加入権	11,302	11,302
施設利用権	1,298	1,930
リース資産	1,943	-
無形固定資産合計	150,205	113,903

		(単位:千円)
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	637,569	530,274
関係会社株式	1,707,522	1,258,263
出資金	392	392
長期貸付金	89,303	79,401
関係会社長期貸付金	484,500	1,372,500
長期前払費用	35,446	78,619
繰延税金資産	19,075	40,562
差入保証金	949,304	920,089
役員に対する保険積立金	64,214	65,709
その他	-	1,002
投資その他の資産合計	3,987,328	4,346,814
固定資産合計	12,445,899	12,271,010
資産合計	15,939,896	19,237,019
負債の部		
流動負債		
買掛金	86	111
1年内返済予定の長期借入金	454,608	864,532
リース債務	25,282	7,254
未払金	715,904	681,220
未払費用	39,727	82,434
未払法人税等	28,771	49,413
未払消費税等	-	76,244
預り金	139,053	230,985
前受収益	6,275	4,845
賞与引当金	111,411	166,154
その他	6,242	<u>-</u>
流動負債合計	1,527,363	2,163,197
固定負債		
長期借入金	1,747,005	3,460,769
リース債務	13,932	9,114
長期未払金	-	1,283
株式給付引当金	23,235	23,136
資産除去債務	371,765	422,744
長期預り保証金	34,550	24,210
その他	335	-
固定負債合計	2,190,152	3,941,258
負債合計	3,717,516	6,104,455

		(単位:千円)
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,178,109	7,873,917
資本剰余金		
資本準備金	4,280,379	4,976,188
資本剰余金合計	4,280,379	4,976,188
利益剰余金		
利益準備金	378,933	378,933
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	505,147	62,301
利益剰余金合計	884,080	441,234
自己株式	183,395	184,296
株主資本合計	12,159,173	13,107,044
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	63,206	15,969
評価・換算差額等合計	63,206	15,969
新株予約権	-	9,550
純資産合計	12,222,380	13,132,564
負債純資産合計	15,939,896	19,237,019

【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
経営指導料	460,812	373,800
不動産賃貸収入	2,116,120	2,051,332
受取配当金		85,000
営業収益合計	4 2,576,933	4 2,510,133
売上原価		
不動産賃貸原価	1,987,510	1,813,775
売上原価合計	1,987,510	1,813,775
売上総利益	589,422	696,357
販売費及び一般管理費		
役員報酬	88,950	98,436
給料及び賞与	67,890	99,833
賞与引当金繰入額	4,077	4,087
株式給付引当金繰入額	3,856	98
減価償却費	25,935	27,568
賃借料	11,884	3,652
水道光熱費	4,756	4,770
広告宣伝費	21,682	151,891
交際費	122,736	5,690
店舗閉鎖損失	6,265	16,104
その他	233,459	251,359
販売費及び一般管理費合計	591,495	663,295
営業利益又は営業損失()	2,072	33,062
営業外収益		
受取利息	5 2,367	5 4,166
受取配当金	18,055	17,004
為替差益	0	700
受取保険金	1,516	358
助成金収入	-	98,002
維収入	98	5,065
営業外収益合計	22,037	125,297
営業外費用		
支払利息	3,340	6,052
損害賠償金	5,000	-
株式交付費	-	1,992
雑損失	629	1,549
営業外費用合計	8,970	9,593
		9,000

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1 242	1 66
保険解約益	14,000	8,000
投資有価証券売却益	25,300	69,556
受取補償金	-	473,925
特別利益合計	39,542	551,547
特別損失		
固定資産売却損	2 115	-
固定資産除却損	з 5,027	з 1,811
関係会社株式評価損	-	462,759
減損損失	990,674	623,012
その他	-	12,253
特別損失合計	995,817	1,099,837
税引前当期純損失()	945,280	399,524
法人税、住民税及び事業税	4,017	46,086
法人税等還付税額	9,698	-
法人税等調整額	67,390	2,764
法人税等合計	61,708	43,322
当期純損失 ()	1,006,989	442,846

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

						(丰四・113)		
		株主資本						
		資本乗	制余金		利益剰余金			
	資本金	咨 士淮 <i>供</i> 仝	恣★副会会会⇒	利益準備金	その他利益剰余金	비유민수수하		
		資本準備金	資本剰余金合計	利 益华/ () 本	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,178,109	4,280,379	4,280,379	378,933	1,644,561	2,023,495		
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当					132,425	132,425		
当期純損失()					1,006,989	1,006,989		
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	1	-	1,139,414	1,139,414		
当期末残高	7,178,109	4,280,379	4,280,379	378,933	505,147	884,080		

	株主	 資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	186,413	13,295,570	94,165	94,165	-	13,389,735
当期变動額						
新株の発行		-				-
剰余金の配当		132,425				132,425
当期純損失()		1,006,989				1,006,989
自己株式の取得	162	162				162
自己株式の処分	3,180	3,180				3,180
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			30,958	30,958	-	30,958
当期変動額合計	3,017	1,136,396	30,958	30,958	-	1,167,355
当期末残高	183,395	12,159,173	63,206	63,206	-	12,222,380

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本剰余金				
	資本金	資本準備金	 資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	1) 차페소소스 ¹
		貝华华佣並	貝쑤釈ホ並口引		繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,178,109	4,280,379	4,280,379	378,933	505,147	884,080
当期変動額						
新株の発行	695,808	695,808	695,808			
剰余金の配当						
当期純損失()					442,846	442,846
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	695,808	695,808	695,808	-	442,846	442,846
当期末残高	7,873,917	4,976,188	4,976,188	378,933	62,301	441,234

	株主	 資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	183,395	12,159,173	63,206	63,206	-	12,222,380
当期变動額						
新株の発行		1,391,617				1,391,617
剰余金の配当		-				-
当期純損失()		442,846				442,846
自己株式の取得	900	900				900
自己株式の処分		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			47,237	47,237	9,550	37,687
当期変動額合計	900	947,871	47,237	47,237	9,550	910,184
当期末残高	184,296	13,107,044	15,969	15,969	9,550	13,132,564

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

口) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- 3 固定資産の減価償却の方法
 - イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

口)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法を採用しております。

八) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

二) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2009年1月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

4 引当金の計上基準

イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

八)店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

二) 株式給付引当金

役員等株式給付規程に基づく、当社の取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末 における株式給付債務の見込額を計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却しております。

- 6 その他財務諸表作成のための重要な事項
 - イ) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、発生時に全額費用処理しております。

口)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

- 1 固定資産の減損損失
 - (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産 7,810,293千円 減損損失 623,012千円

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報 連結財務諸表の注記事項に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。
- 2 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資產 40,562千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表の注記事項に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「広告宣伝費」は、販売費及び一般 管理費の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を 反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた255,142千円は、「広告宣伝費」21,682千円、「その他」233,459千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に 係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、店舗の営業時間短縮や臨時休業を実施したことにより支給した休業手当等について、雇用調整助成金等の特例措置の適用を受け、2021年3月31日までに入金のあった支給額98,002千円を営業外収益の助成金収入に含めております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
未収入金	833,548千円	1,163,277千円

2 保証債務

下記の連結子会社の債務につき債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
株式会社サガミフード	8,182千円	10,980千円
味の民芸フードサービス株式会社	- 千円	80,000千円
計	8,182千円	90,980千円

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
建物	242千円	 - 千円		
機械及び装置	- 千円	66千円		
計	242千円	66千円		

2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
建物	106千円	- 千円	
機械及び装置	8千円	- 千円	
計	115千円	- 千円	

3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	3,471千円	653千円
構築物	608千円	248千円
機械及び装置	947千円	656千円
工具、器具及び備品	0千円	252千円
計	5,027千円	1,811千円

4 関係会社に対する取引高は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
 2,496,652千円	2,362,981千円

5 受取利息には、関係会社からの受取利息が次のとおり含まれています。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日	(自 2020年4月1日
	至 2020年3月31日)	至 2021年3月31日)
受取利息	1,585千円	3,368千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおり

です。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
子会社株式	1,707,522	1,258,263
計	1,707,522	1,258,263

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(繰延税金資産)		<u> </u>
賞与引当金	35,171千円	50,843千円
未払事業税	12,851千円	9,739千円
借地権償却費	1,214千円	346千円
減価償却費	2,488千円	10,488千円
投資有価証券減損	141,346千円	131,534千円
関係会社株式減損	168,362千円	309,966千円
株主優待券未回収額	6,737千円	11,072千円
社会保険料会社負担分	3,952千円	8,806千円
株式給付引当金	7,109千円	7,079千円
減損損失	705,505千円	777,683千円
税務上の繰越欠損金	14,652千円	- 千円
資産除去債務	113,760千円	129,359千円
その他	4,271千円	7,565千円
—— 繰延税金資産小計	1,217,424千円	1,454,487千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	14,652千円	- 千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額 	1,131,518千円	1,381,837千円
評価性引当額小計	1,146,170千円	1,381,837千円
繰延税金資産合計	71,254千円	72,649千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	8,483千円	7,319千円
その他有価証券評価差額金	43,462千円	24,740千円
その他	232千円	27千円
操延税金負債合計 	52,178千円	32,087千円
 繰延税金資産の純額	19,075千円	40,562千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額及び減損損 失累計額又は償却 累計額(千円)	当期償却額 及び減損損失 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,509,836	340,910	290,891	8,559,855	7,121,199	589,043 (412,655)	1,438,655
構築物	2,085,192	27,508	71,705	2,040,996	1,889,736	66,200 (44,726)	151,260
機械及び装置	2,605,507	193,714	88,324	2,710,897	2,361,564	167,060 (60,971)	349,332
車両運搬具	9,357	5,513	-	14,870	9,893	899 (76)	4,977
工具、器具及び備品	771,287	16,997	25,065	763,219	704,936	45,206 (5,642)	58,283
リース資産	329,491	2,948	-	332,439	317,611	21,816 (135)	14,827
土地	6,258,689	-	-	6,258,689	470,153	93,072 (93,072)	5,788,536
建設仮勘定	104,972	4,420	104,972	4,420	-	-	4,420
有形固定資産計	20,674,335	592,012	580,959	20,685,388	12,875,095	983,301 (617,280)	7,810,293
無形固定資産							
借地権	128,573	-	2,450	126,123	63,646	1,172 (905)	62,477
ソフトウエア	253,460	2,810	-	256,270	218,077	36,627	38,193
電話加入権	11,302	-	-	11,302	-	-	11,302
施設利用権	40,331	1,697	2,091	39,937	38,007	1,066 (783)	1,930
リース資産	35,424	-	-	35,424	35,424	1,943	-
無形固定資産計	469,093	4,507	4,541	469,058	355,155	40,810 (1,689)	113,903
長期前払費用	186,243 [11,251]	56,328 [-]	6,847 [1,487]	235,724 [9,763]	157,104 [-]	8,918 (4,042)	78,619 [9,763]

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(建物)	製麺設備等 店舗の改装他	33,492千円 35,325千円
	新規出店・業態変更	216,820千円
(機械装置)	製麺設備等	124,057千円
	店舗の改装他	20,541千円
	新規出店・業態変更	21,069千円
(器具及び備品)	製麺設備等	755千円
	店舗の改装他	1,411千円
	新規出店・業態変更	2,180千円
	IT機器等	10,530千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

店舗撤退による減少	254,555千円
改装等による除却	35,247千円
店舗撤退による減少	18,940千円
改装等による除却	3,133千円
設備の入替えによる除却	66,250千円
店舗撤退による減少	10,059千円
改装等による除却	4,711千円
設備の入替えによる除却	10,295千円
	改装等による除却 店舗撤退による減少 改装等による除却 設備の入替えによる除却 店舗撤退による減少 改装等による除却

- 3 「当期償却額」の()書は内数で、当期の減損損失計上額であります。
- 4 長期前払費用の[]内は内書で長期前払家賃等の期間配分に係るものであり、減価償却費と 性格が異なるため、当期償却額の算定には含めておりません。
- 5 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	111,411	166,154	111,411	-	166,154
株式給付引当金	23,235	5,091	-	5,190	23,136

^{1.}株式給付引当金の当期減少額の「その他」は、受給辞退による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載することとし、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.sagami-holdings.co.jp/
株主に対する特典	毎年9月30日及び3月31日現在の株主名簿に記載された1,000株以上所有の株主様に対し、毎回一律15,000円相当(1枚500円の食事券30枚)の株主優待券を、500株以上1,000株未満所有の株主様には株主優待割引券(20%割引券)を5枚、100株以上500株未満所有の株主様には株主優待割引券(20%割引券)を2枚贈呈しております。

⁽注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第 1項の規定による請求をする権利及び株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当 てを受ける権利以外の権利を行使することができません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類、 有価証券報告書の確認書	事業年度 (第50期)	自至	2019年4月1日 2020年3月31日	2020年 6 月25日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第50期)	自 至	2019年4月1日 2020年3月31日	2020年 6 月25日 関東財務局長に提出
(3)	四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第51期 第 1 四半期 第51期 第 2 四半期 第51期 第 3 四半期	自至自至自至	2020年4月1日 2020年6月30日 2020年7月1日 2020年9月30日 2020年10月1日 2020年12月31日	2020年 8 月12日 関東財務局長に提出 2020年11月12日 関東財務局長に提出 2021年 2 月12日 関東財務局長に提出
(4)(5)(6)	臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣 ける議決権行使の結果)に基づ 臨時報告書の訂正報告書 訂正報告書(上記(4)臨時報告 有価証券届出書及びその添付書 新株予約権証券(行使価額修正)	2020年 6 月30日 関東財務局長に提出 2020年 9 月29日 関東財務局長に提出 2020年11月19日 関東財務局長に提出			

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株式会社サガミホールディングス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴 木 賢 次

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 川 口 真 樹

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有価証券報告書

固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

株式会社サガミホールディングスの2021年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産8,839,630千円が計上されており、連結総資産の42%を占めている。また、注記事項「(重要な会計上の見積り)1 固定資産の減損損失」に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、減損損失を817,094千円計上している。

会社グループは固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際し、原則として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、各店舗の営業損益が過去又は翌期見込みも含め2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時で著しく下落した場合並びに店舗の閉鎖を意思決定した場合に減損の兆候があると判断している。また、新規出店店舗の減損の兆候を把握する際は、出店後一定の猶場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割削将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。

減損の兆候が認められた店舗につき、減損損失の認識の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、各店舗の将来の営業年数予測、新型コロナウイルスの影響が翌連結会計年度まで残るという収束時期の仮定及び過去の客単価及び来店客数等の実績に基づいた仮定に基づき経営者が作成した予測営業利益を基礎として行われており、当該営業利益が毎期継続して計上されることを前提としている。当該予測は不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。

(1)内部統制の評価

固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する 内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価 にあたっては、特に不合理な予測営業利益が採用され ることを防止又は発見されるための統制に焦点を当て た。

(2)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定の合理性を評価するため、その根拠に ついて経営企画担当の責任者に対して質問するととも に、主に以下の手続を実施した。

固定資産の減損の兆候の把握において、店舗ごとの 損益状況、主要な資産の時価を適切に考慮している か検討した。

減損損失の認識の判定の基礎となる割引前将来 キャッシュ・フローと取締役会で承認された次年度 の予算との整合性を検証した。また、過年度におけ る予算と実績との比較分析を実施し、予測営業利益 の精度を評価した。

各店舗の営業年数予測については、当該年数の算出 方法の妥当性を評価した。

客単価及び客数の仮定については、営業施策の内容 を踏まえた客単価及び客数計算の根拠資料の合理性 を評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

有価証券報告書

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監查 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サガミホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サガミホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 株式会社サガミホールディングス(E03178) 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社サガミホールディングス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴 木 賢 次

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 川 口 真 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サガミホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成におい て対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有価証券報告書

固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

株式会社サガミホールディングスの2021年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産7,810,293千円が計上されており、総資産の41%を占めている。また、注記事項「(重要な会計上の見積り)1固定資産の減損損失」に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、減損損失を623,012千円計上している。

会社は固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際し、原則として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、各店舗の営業損益が過去又は翌期見込みも含め2期連続でマイナスとなる場合及び固定資産の時価が著しく下落した場合並びに店舗の閉鎖を意思決定した場合に減損の兆候があると判断している。また、新規出店店舗の減損の兆候を把握する際は、出店後一定の猶予期間を設定している。減損の兆候があると認められる場合には、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。

減損の兆候が認められた店舗につき、減損損失の認識の要否の判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、各店舗の将来の営業年数予測、新型コロナウイルスの影響が翌事業年度まで残るという収束時期の仮定及び過去の客単価及び来店客数等の実績に基づいた仮定に基づき経営者が作成した予測営業利益を基礎として行われており、当該営業利益が毎期継続して計上されることを前提としている。当該予測は不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表 監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。

監査上の対応

連結財務諸表の監査報告書において、「固定資産の減 損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の 主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応につ いて記載している。

当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の 対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対 応に関する具体的な記載を省略する。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。